

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

令和6年2月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成27年度の包括外部監査、久保直生が実施した平成29年度から令和元年度までの包括外部監査、青山伸一が実施した令和2年度及び令和3年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和6年2月20日

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	松本正一郎
同	後藤靖子

目 次

第1 報告の内容

1 平成27年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 生活文化局の事業に関する事務の執行について	
生活文化局	2
2 平成29年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	5
(1) 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	
環境局	6
3 平成30年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	7
(1) 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	
福祉保健局	8
(2) 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	
公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	9
4 令和元年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	10
(1) 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	
産業労働局	11

5	令和2年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	14
	(1) 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	
	住宅政策本部	15
6	令和3年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	18
	(1) 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	
	下水道局	19

第1 報告の内容

平成27年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
			既通知済	今回通知	改善中	未措置
教育庁の事業に関する事務の執行について	教育庁	48	48	0	0	0
生活文化局の事業に関する事務の執行について	生活文化局	61	56	5	0	0
合 計		109	104	5	0	0

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (407)	生活文化局所管の施設別の財務情報について	<p>文化振興部が所管する文化施設に関しては、指定管理者である歴史文化財団が、施設ごとの財務情報を作成・開示している。しかしながら、この財務情報には歴史文化財団の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのコスト情報や費用などのフロー情報が計上されていない。</p> <p>また、文化施設以外の施設（東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターなど）については、施設別の財務情報を作成・開示していない。</p> <p>このような状況にあつては、財務情報に関する適切な分析を行えないことから、生活文化局全体としてのPDCAサイクルにおけるCheck及びActionが十分に機能しているとは言えず、したがって生活文化局は、所管するすべての施設別の財務情報を作成する体制を構築し、これを適切に利活用することとされた。</p>	<p>施設の管理担当部署及び指定管理者と協議しながら検証を重ね、局が所管する全ての施設別の令和3年度決算の財務情報を作成し、令和5年11月に公表した。都民に公開することで、広くその理解を図っていく。</p>	改善済
意見	2-37 (598)	文化施設に係るPDCAサイクルと情報開示について	<p>文化振興部は、監理団体（歴史文化財団及び東京都交響楽団（以下「都響」という。））とともに、文化振興のための施策を実施しているが、その人員の6割以上を歴史文化財団が、また2割以上を都響が占めており、文化振興部が占める割合は小さく、したがって生活文化局のみの組織・人員情報のみでは文化振興部が実施する事業規模を適切に表していないことになる。一方、文化施設は都の所有物であることから、歴史文化財団の財務諸表には、この文化施設に関する資産等（固定資産やその減価償却費など）が計上されていない。</p> <p>したがって、文化振興部は、文化振興部と監理団体2つが実施する組織・人員情報や財務情報などを結合（連結）したセグメント情報を作成すること、またセグメント情報をPDCAサイクルによる「経営管理」及び都民への「情報開示」に活用することとされた。</p> <p>また、文化振興部は、政策企画局が策定した「東京都長期ビジョン」、文化振興部が策定した「東京文化ビジョン」及び東京芸術文化評議会での議論などを踏まえて、中長期的に達成すべき方針・施策を策定し、これとの関連性が分かりやすいように、適切な政策目標及び中長期計画を策定すること、また年度ごとに当該目標・計画と実績・成果を評価して、必要な改善策を講ずることとされた。</p> <p>なお、監査人が本報告書に【所感：美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の導入等について】として記載した事項については、文化振興部は今後策定する中長期計画に適切に織り込むこととされた。</p>	<p>公益法人会計と都の会計基準の連結方法について、制度所管局（会計管理局、財務局）とのこれまでの調整等を踏まえ、文化振興部と東京都歴史文化財団、東京都交響楽団を連結した令和3年度決算のセグメント情報を令和5年11月に公開した。</p> <p>中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響・持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月にも「東京文化戦略2030」を策定し、公表した。策定に当たっては、東京芸術文化評議会でも議論することも「東京文化戦略2030」でも評価や見直しに反映するため、KPIを設定している。また、「東京文化戦略2030」に基づき、年度ごとの事業計画（アクションプラン）を策定し、ホームページに掲載した。令和5年度からは、アクションプランの事項について、毎年度終了後の実績を踏まえ自己評価を行うとともに、政策連携会議等のフィードバックを行い、予算要求の内容（規模、スキームの見直し等）に反映させていく。</p> <p>なお、文化施設の運営方法については、都政改革本部の見える化改革の中で検討を行った。結果として、都市の魅力と東京の成長に寄与する文化事業の展開に加え、コアとなる都立文化施設のトータルな運営と、発信力強化や民間連携推進などの運営主体の機能充実が必要なことと、指定管理者による管理を継続することとした。</p>	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-38 (614)	ホール系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あ るべき姿」について	<p>文化振興部は、東京文化会館及び東京芸術劇場（以下、「芸術劇場」という。）を所管しており、その指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、この貸出施設によって公演等主催者からの施設利用料収益を得るほか、歴史文化財団独自の自主事業や収益事業も行っている。歴史文化財団の決算書によれば、いずれの施設も、自主事業の赤字を受託・収益事業の黒字で賄っている。ただし、この決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれていることから、受託事業も実質的には赤字である。したがって歴史文化財団は指定管理料という収益を前提に、収支相償を満たす範囲内で、実質的に赤字の受託事業や自主事業を行っている。この点、指定管理者の受託事業や自主事業においては、想定を下回る収益が生じた場合は補填せず、想定を上回る収益が生じた場合は指定管理者の収入とされている。</p> <p>一方、文化振興部は、利用料金値上げの検討を現在のことろ行っていない。しかも、歴史文化財団は収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方に基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは法律上認められているものの、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合には、指定管理者の経営が圧迫される事態に随る可能性がある。</p> <p>以上に、文化振興部は、ホール系文化施設の収益性や運営方法の特徴を十分に踏まえ、受託・自主・収益事業の収益・公演等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされた。</p>	<p>ホール系文化施設の受託・自主・収益事業のあるべき姿については、平成30年度公表の都政改革本部における見える化改革の報告書も踏まえ、新たな中長期計画とともに東京芸術文化評議会の部会等で検討し、現指定期間における中間見直し後の施設運営に反映させていくこととしてきた。</p> <p>中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、特種・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で「都立文化施設の新たな運営指針」を策定することとした。</p> <p>都立のホール・劇場が行う事業については、収支を見極めた上で、適切な料金を設定し、収入を増加するための経営努力を行うとともに、公の施設としての役割を踏まえ、施設運営全体のバランスや費用対効果を十分に考慮した持続可能な実施体制及び財政基盤を構築することを、令和5年5月、「東京文化戦略2030」に基づき「都立文化施設運営指針」に盛り込み、あるべき姿として公表した。</p>	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-40 (645)	展示系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あるべき姿」について	<p>文化振興部は、東京都江戸東京博物館（以下、「江戸博」という。）、「東京都写真美術館」という。）、「東京都現代美術館及び東京都美術館」（以下、「都美術館」という。）を所管しており、その指定管理者として歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、都美術館を除く文化施設においては、常設展や特別展・企画展を主催するなどして来館者から入場料を得ることを主な事業としており、企画・運営の成功・不成功（来館者増減による入場料収入の増減）に係るリスクを自らが負っている。</p> <p>これに対して、都美術館は、貸出施設ごとに利用料金を設定し、公募団体等に展示施設を貸し出すことを主な収益源としているほか、自らが企画・運営のリスクを負って、企画展を実施している。いずれの展示系文化施設も指定管理料を除けば実質的に赤字であり、歴史文化財団は収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方に基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合においては、指定管理者の経営が圧迫される事態に陥る可能性がある。</p> <p>一方、文化振興部は、利用料金の改定に関する検討を現在のごろ行っていない。</p> <p>文化振興部は、展示系文化施設の収益性や運営方法の特質を十分に踏まえた上で、受託・自主・収益事業の収益・公債等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされたい。</p>	<p>展示系文化施設の受託・自主・収益事業のあるべき姿については、平成30年度公表の都政改革本部における見える化改革の報告書も踏まえ、新たな中長期計画とともに東京芸術文化評議会の部会等で検討し、現指定期間における中間見直し後の施設運営に反映させていくこととしてきた。</p> <p>中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略2030」を策定、公表し、この中で「都立文化施設の新たな運営指針」を策定することとした。</p> <p>都立の美術館・博物館の展覧会について、適切な規模の来館者数目標や料金を設定するとともに、公施設としての役割を踏まえ、施設運営全体のバランスや費用対効果を十分に考慮した持続可能な実施体制及び財政基盤を構築することを、令和5年5月、「東京文化戦略2030」に基づき「都立文化施設運営指針」に盛り込み、あるべき姿として公表した。</p>	改善済
意見	2-46 (665)	資産の有効活用について	<p>平成26年度末において、歴史文化財団の財産のうち、現金預金は6,157,258千円、基本財産（定期預金・投資有価証券）は1,551,498千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（普通預金・定期預金）は670,152千円、合計8,378,908千円計上されている。</p> <p>このうち、現金預金は、平成26年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の6月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのために保有していたということである。</p> <p>歴史文化財団は公益認定上の財務基準（游休財産額の規制）に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は全く文化振興部の事業と無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を活用して、公演や展示会などの事業を実施している。</p> <p>資金については、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金に於いては、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することとされたい。</p>	<p>政策連携団体である東京都歴史文化財団が保有する特定資産を活用することにより、都民が芸術文化に触れる機会を増やすことにつながる。特定資産を活用することにより、都が重要であり、令和4年度より新たに開始したと連動性を持たせ、戦略的な文化事業の原資として活用していくため、令和4年度より新たに開始した都と東京都歴史文化財団との政策連携会議に、都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせることとした。政策連携会議の協議内容を踏まえ、「東京文化戦略2030」に基づく年度ごとの事業計画（アクションプラン）を更新していく。</p>	改善済

平成29年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	56	1	1	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (167)	指定管理者の選定方法の見直しについて	<p>環境局が所管する施設の大部分に指定管理者制度を導入している。環境局では、指定管理者を選定する制度、特命による選定の妥当性を検討していることであるが、結果的に、そのうち半数以上は、「特命」により指定管理者制度導入時から継続して、地元自治体を指定管理者として選定している。</p> <p>環境局は、コスト削減と行政サービスの向上を継続して実施できるところから、現在の指定管理者の選定方法が本当に合理的な方法かどうか、あるいは指定管理者制度による管理が妥当かどうかを慎重かつ十分に検討されたい。</p>	<p>措置の概要</p> <p>指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。しかしながら、自然公園は山間部や島しょにあり、近年特に、担い手の確保が大変困難な状況になってきている。</p> <p>令和元年度は、令和2年度に予定している選定委員会に向け、選定委員に対して、適正な選定方法等に関する事前開取りを行った。その結果、上述した制約による課題を踏まえた場合の、指定管理者制度による管理の妥当性や特命による選定の合理性が確認されたため、令和2年度の選定委員会においても、これに基づき公平かつ公正な選定を行うこととした。</p> <p>令和2年度は、選定委員会の場で、特命による指定管理者の選定に客観的な合理性等があるか意見を聴取した。委員の合議の結果、災害時の迅速な対応や安定的な管理運営等における施設の公益性といった観点から、現在の選定方法及び指定管理者による管理に合理性、妥当性があるとの意見を得るに至った。</p> <p>令和4年度は、令和5年度に予定している特命で選定した施設の選定替えに向け、委員や地域情勢に詳しい関係者への意見聴取を行い、また、近隣県における指定管理者制度での選定事例調査を実施し、選定対象個々の施設について、円滑な施設運営、地域振興への貢献など、これまで特命理由としてきた事項の確認、令和2年度以降の地域情勢等の変化、公募選定と特命選定との差異など、公募の可能性を総合的に検討した。</p> <p>その結果、円滑な施設運営、地域振興への貢献はもちろんのこと、これらの施設は交通の利便性が悪く、大雨による交通遮断など自然災害の影響を特に受けやすいことを踏まえ、激甚化する自然災害発生時に地元自治体が主体となつて対応する機関であること、他の事業者の参入意向などから、引き続き地元自治体により施設管理を行うことが適当とした。</p> <p>これらにより、令和5年度は、外部委員を含む「環境局指定管理者選定委員会」において、上記の理由による特命選定の必要性が確認されたことから、引き続き地元自治体による特命選定を行うこととした。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	福祉保健局	60	52	2	6	0
公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	27	26	1	0	0
合計		87	78	3	6	0

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-15 (142)	長期間保護児童への対応について	<p>都の一時保護所の平均保護日数は長期化の傾向が続いている。一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、都の一時保護所では2か月を超える長期の一時保護も多数生じている。一時保護所の性質上、長期生活を前提とした設備ではなく、児童の生活に制限が伴うことに加えて、児童の健康面も考慮すれば、2か月を超える長期の一時保護は望ましくない。したがって、福祉保健局は、2か月を超える長期の一時保護をできるだけ減らすために、児童福祉司の業務の分散化や効率化による、退所手続に要する時間を短縮する方法や、里親など児童養育施設以外の退所児童の受入先の拡大を検討されたい。</p>	<p>都では、児童相談所の体制強化を図るため、令和5年度、児童福祉司を36名増員した。令和元年度以降の5年間で、児童福祉司の増員は172名に及び、児童福祉司(平成28年度から)や一時保護所職員(平成29年度から)の業務を補助する非常勤職員も増員している。</p> <p>「東京ルール」を改正し、区市町村との児童相談センターへの「送致」を可能とした。なお、改正後の「東京ルール」を令和元年10月から施行している。</p> <p>加えて、国の一時保護ガイドラインに基づき、令和2年3月、「東京都一時保護要領」を策定したほか、「東京都社会的養育推進計画」を策定し、一時保護児童への支援体制の強化として、施設への一時保護委託の積極的な活用を図るため、一時保護委託に関するガイドライン作成の検討を行い、令和2年度、策定した。令和3年3月及び4月に、各所へ周知を行った。</p> <p>令和4年度は、一時保護所の退所を促進するため、相談部門のケースの進行管理を徹底するほか、保護部門と相談部門の共有フォルダを作成し、ケースの連携状況を共有することで、連携してケースに対応できる取組を実施した。</p> <p>現在、全ての児童相談所において、定期的に一時保護進行管理会議を開催し、子供の一時保護の期間や見直しについて、組織的に把握し、適切に進行管理している。</p> <p>一時保護所の整備については、令和7年度に立川一時保護所の新設、令和10年度に練馬一時保護所の新設、令和11年度に町田一時保護所の新設を予定しており、その他、区一時保護所の新設も予定されている。</p> <p>こうした取組の一方で、現状、一時保護所の入所者数は更に増加傾向であり、一時保護児童の保護日数の長期化も進行している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、里親への一時保護委託数はかえって減少傾向である。</p> <p>一時保護委託先の確保は引き続き継続しつつ、環境の変化にも柔軟に対応するため、令和4年度から、民間事業者への一時保護所の運営委託事業を開始し、令和5年7月からは3か所で実施している。保護委託児童数も増加しており、都の一時保護所における退所促進の成果を上げている。また、令和5年より新規事業として、保護児童の他道府県への移送補助業務、夜間相談受付業務の委託を開始し、児童福祉司業務の負担軽減と効率化を図ることとした。</p>	改善済
意見	1-21 (159)	児童記録票綴の組織的管理とファイルリング方法について	<p>福祉保健局は、都の児童相談所における児童記録票綴の保管について、共有の保管場所で管理することは検討されたい。また、児童記録票綴については、目次やインデックスがなく、作成日付が把握できないため、ファイルリングされている様々な資料を時系列に把握できず、児童の情報についていないものを受けられる。児童の個人情報にまつる書類が、どこに所在しているのかを組織的に管理できるように、インデックスを児童記録票綴に付すことを検討されたい。</p>	<p>令和元年度の管理担当課長代理会で、インデックスに限らず、分かりやすい保管方法をとり、児童記録票綴を適切に管理するよう、各所に通知を出して周知を行い、各所の状況を把握した上で、統一的な方法を検討することとした。</p> <p>令和3年度に各所の児童記録票綴の管理方法について調査を行い、その結果等を踏まえ、児童記録票綴の組織的な保管・管理方法については、必要に応じて担当児童福祉司以外が、児童記録票綴を随時確認できるような書庫・キヤベネットなど、共有の保管場所を管理することにも、児童の個人情報に関する書類が、どこに所在しているかを組織的に管理できるよう、児童福祉司指導、施設入所等の援助決定ごとにインデックスを付し、あるいは、時系列に書類が並ぶよう綴り方を所内で統一する等の方法により、適切に管理することとし、令和5年12月の管理担当課長代理会で、各児童相談所へ周知した。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉健康財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (388)	<p>健康長寿医療センターの勤怠管理上、ICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動(自己研鑽等の業務外の活動)について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に、改善の余地があると考えられる。</p> <p>ICカードによる時間管理のさらなる円滑な運用、及びマニュアル等に基づく勤務時間外の活動の実態把握により、管理者による勤務実態のより適切な把握に努められたい。その上で、健康長寿医療センターにて実施されている、職員の業務監視に向けた幅広い取組を、より効果的に実施するための手段とされたい。</p> <p>職員の勤務時間の適切な把握及び勤務環境の改善に向けた取組について</p>	<p>健康長寿医療センターの勤怠管理上、ICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動(自己研鑽等の業務外の活動)について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に、改善の余地があると考えられる。</p> <p>ICカードによる時間管理に関するICカードによる時間管理について、令和2年9月29日付で厚生労働省通知「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」を踏まえて、令和3年11月10日、厚生労働省通知に基づく「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」を総務課長名で発出するとともに、幹部会議等の場で周知を行い、改めて超過勤務と自己研鑽等の区分を明確にしたほか、定期的に各職場の超過勤務実施状況を経営幹部に示した。</p> <p>令和5年9月からは、新たな勤怠管理システムを導入し、職員の日々の出入退勤時刻の登録だけでなく超過勤務等も申請させている。また、超過勤務時間を入力させている。これにより管理監督者が職員の勤務実態をより適切に把握することができるようになった。</p> <p>これららの取組により、各職場において超過勤務の業務内容及び業務量を適切に把握するとともに、経営幹部においても定期的に各職場の超過勤務の実態を把握できるようになり、その成果を職員の業務軽減に向けた検討に活用している。</p>	<p>ICカードによる時間管理に関するICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動(自己研鑽等の業務外の活動)について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に、改善の余地があると考えられる。</p> <p>ICカードによる時間管理に関するICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動(自己研鑽等の業務外の活動)について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に、改善の余地があると考えられる。</p> <p>令和5年9月からは、新たな勤怠管理システムを導入し、職員の日々の出入退勤時刻の登録だけでなく超過勤務等も申請させている。また、超過勤務時間を入力させている。これにより管理監督者が職員の勤務実態をより適切に把握することができるようになった。</p> <p>これららの取組により、各職場において超過勤務の業務内容及び業務量を適切に把握するとともに、経営幹部においても定期的に各職場の超過勤務の実態を把握できるようになり、その成果を職員の業務軽減に向けた検討に活用している。</p>	改善済

令和元年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況 総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	産業労働局	91	84	5	2	0

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-18 (209)	広域的な観光案内拠点のサービス改善の検討について	<p>都が事業として運営又は指定している観光案内施設として、東京観光情報センター、広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口がある。</p> <p>このうち、広域的な観光案内拠点は、外国人旅行者が多く訪れる地域である都内10地域に整備し、民間事業者等を指定して開設している。</p> <p>この広域的な観光案内拠点は、フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐するなど、主に外国人旅行者が、街なかを観光する際に必要な情報を入手する際にとっても有用であるが、一方で、例えば、改善する余地があると考えられる。</p> <p>今後、外国人旅行者が増えれば、観光案内窓口の必要性も高まることとが想定される。</p> <p>産業労働局は、観光案内施設について、利用者の声を聞いて、運営事業者と協議を行い、必要であれば、開設時間の延長を行うなど、広域的な観光案内拠点のサービス改善を検討されたい。</p>	<p>令和5年5月から6月にかけて、広域的な観光案内拠点等を利用した外国人旅行者を対象として、拠点等で改善してほしいサービスのニーズ調査を実施した結果、「気軽に楽しめる観光情報が知りたい」が最も多かった。そこで、観光情報の提供に関するサービス改善を最優先で進めるため、同年9月に開催した各拠点等の運営事業者への研修会において、外国人旅行者が訪日に当たり興味や関心を抱く観光情報等についての講演を行った。また、同日の運営事業者との連絡会において、各拠点等での取組を促すために、利用者の声を積極的にサービス改善に活用する拠点の事例紹介を行った。</p> <p>令和6年1月に開催する研修会及び連絡会では、各拠点等が希望したテーマである高齢者や障害者の方への観光案内におけるポイント等に関する講演を行うほか、ニーズ調査において要望を情報共有しながら、具体的な改善策の実施について運営事業者と検討を行う。</p> <p>また、案内窓口の開設時間の延長や窓口利用者数の把握方法の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により運営事業者と十分な意見交換ができなかったが、今後の連絡会において、コロナ後における各拠点の運営状況の実態を把握した上で、開設時間の延長等について運営事業者と検討していく。</p>	改善済

令和元年度包摂外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指箇意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-20 (218)	デジタルサイネージの利便性向上について	<p>都は、平成28年12月に、「高機能型観光案内標識 (デジタルサイネージ) の利用実態等調査」(以下「利用実態等調査」という。)を実施し、デジタルサイネージの利用状況の把握を行った。現在は、調査時点と比べ設置箇所が増加し、状況が変わっているが、その後、定期的に同様の調査は実施していない。</p> <p>さらに、利用実態等調査では、利用者から、少数意見ではあるが、目的地をリストから選ぶ検索方法の不便さや、リストに目的地が登録されていない情報の不十分さなどが指摘されている。</p> <p>屋外では、デジタルサイネージそのものが無料Wi-Fi「TOKYO FREE Wi-Fi」の提供スポットとなっているため、旅行者が保有するスマートフォン等デジタル機器での検索も想定されている。</p> <p>また、専用端末を設置し、運用するコストを考えると、少なくとも屋内型デジタルサイネージの代わりに、通常の検索エンジンでも有った可能なパソコンやタブレットなどの端末を設置することもある。また、都では、屋内型デジタルサイネージも有った可能なパソコンやタブレットなどの端末を設置することもある。</p> <p>早くと検索できるメリットがあり、タブレットとは違った強みがあるため、デジタルサイネージを選択したとのことである。</p> <p>都は、デジタルサイネージのような、都独自のシステムや機器の開発を検討する際は、利用者にとっての利便性や情報の充実度を考慮し、費用対効果を検証した上で、社会的に普及した既存ツールを導入や活用も検討されたい。また、現在設置されているデジタルサイネージについては、旅行者にとって利便性の高い情報提供ができるよう、デジタルサイネージの利用実態を把握し、機能向上を図りたい。</p>	<p>令和5年4月から5月にかけて、外国人旅行者を対象に高機能型観光案内標識 (デジタルサイネージ) の利用実態の調査を実施した結果、追加してほしい機能として「特になし」が約半数である一方、天気予報が表示されるようにしてほしいとのニーズが最も多かった。また、屋外のデジタルサイネージが外国人旅行者の目に一層留まるようにするためには、サイネージ本体の外観の改善が必要とする声があった。</p> <p>そこで、今回把握した利用実態に基づき、より一層デジタルサイネージが外国人旅行者に活用されるよう、天気予報機能の追加や視認性向上などの機能向上を図っていく。</p> <p>また、屋外のデジタルサイネージに表示される観光スポットやイベントの情報は、東京の観光公式サイト「Go TOKYO」に掲載した情報が日々反映される仕組みであるため、サイネージのリストに目的地が登録されていないなかった点の改善に向け、引き続き、サイトの情報を充実させていく。</p> <p>さらに、既存ツールの活用を進めるため、屋外のデジタルサイネージの画面に表示されるQRコードを読み取ることで、サイネージと同じ情報をスマートフォンで表示することができ、機能が更に利用されるよう、サイネージの画面上的利用案内を一層分かりやすく表示することなどを検討する。</p>	改善済
意見	2-24 (227)	無料Wi-Fi利用環境の改善について	<p>産業労働局は、訪都外国人旅行者の無料Wi-Fi利用環境満足度を、90%以上向上させることを目標に、無料Wi-Fiの整備を進めているが、平成30年8月時点の満足度は78.7%と、その満足度は伸び悩んでいる。</p> <p>その要因の一つとして、つながりやすさや通信速度等、サービスの質のニーズもあることから、利用環境満足度の向上を目標に掲げ、入会や活用も検討されたい。また、現在設置されているデジタルサイネージについては、旅行者にとって利便性の高い情報提供ができるよう対策を講じられたい。</p>	<p>産業労働局では観光案内標識及び電話ボックスにおける無料Wi-Fiの利用環境を整備している。TOKYO FREE Wi-Fiの整備については、目標の700箇所を完了している。</p> <p>令和5年7月から10月にかけて、外国人旅行者を対象として東京の無料Wi-Fi利用環境の満足度調査を実施した結果、無回答を含む全回答のうち「満足」と「ほぼ満足」の割合である満足度は66.8%であった(無回答を除く満足度は平成30年8月時点が82.5%、今回が79.2%であった。)。個別意見としては、「東京のWi-Fi環境は充実していた」や「満足した」との回答があった一方、Wi-Fiの接続スポット数や利便性の確保、認知度の向上を求める意見があった。</p> <p>これらの意見を踏まえ、令和4年度から取り組んでいる街中の旧型Wi-Fi機器の更新による無料Wi-Fiの利用環境の整備を引き続き推進する。また、令和6年2月から3月にかけて、東京の無料Wi-Fiサービスの外国人旅行者に対する周知広報をインフルエンサーを活用して実施する予定であり、こうした取組により満足度の向上に努めていく。</p> <p>今後は、外国人旅行者による利用実態の調査・分析を年1回実施し、街中の無料Wi-Fiの利用環境の課題をより詳細に把握すること等により、可能な改善策を検討していく。</p>	改善済

令和元年度包摂外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指留意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-1 (309)	<p>都産技研では、中小企業では導入が困難な試験機器を整備し、機器利用や依頼試験を行っている。機器の購入に関しては、購入希望部署が「購入希望提出様式」を作成し、機器整備審査委員会において購入の可否を判断している。購入希望提出様式には、類似装置の有無を記載することとなっており、購入希望部署の研究員は、機器管理システム及び都産技研ホームページの機器・設備検索画面を調査・確認している。</p> <p>都産技研においては、機器を購入した際には、購入部署が機器管理システム及び機器・設備検索に登録するとともに、財務会計課が財務会計システムへ登録を行い、経営企画室が資産登録情報を機器管理システムに登録する。機器管理システム及び機器・設備検索への登録については、年に1回、経営企画室から購入部署へ、登録確認の依頼を行っている。このため、購入部署による登録漏れがある場合には、類似装置の調査確認が適切に行えないおそれがある。</p> <p>効率的かつ精度よく機器の購入を検討するためにも、機器管理システム及び機器・設備検索に、適時に登録することが望まれる。また、都産技研ホームページの機器・設備検索は、利用者である中小企業等が試験機器を検索する際に利用する画面であることから、登録漏れの確認を適時に実施されたい。</p>	<p>指箇意見の内容 (要約)</p> <p>都産技研では、中小企業では導入が困難な試験機器を整備し、機器利用や依頼試験を行っている。機器の購入に関しては、購入希望部署が「購入希望提出様式」を作成し、機器整備審査委員会において購入の可否を判断している。購入希望提出様式には、類似装置の有無を記載することとなっており、購入希望部署の研究員は、機器管理システム及び都産技研ホームページの機器・設備検索画面を調査・確認している。</p> <p>都産技研においては、機器を購入した際には、購入部署が機器管理システム及び機器・設備検索に登録するとともに、財務会計課が財務会計システムへ登録を行い、経営企画室が資産登録情報を機器管理システムに登録する。機器管理システム及び機器・設備検索への登録については、年に1回、経営企画室から購入部署へ、登録確認の依頼を行っている。このため、購入部署による登録漏れがある場合には、類似装置の調査確認が適切に行えないおそれがある。</p> <p>効率的かつ精度よく機器の購入を検討するためにも、機器管理システム及び機器・設備検索に、適時に登録することが望まれる。また、都産技研ホームページの機器・設備検索は、利用者である中小企業等が試験機器を検索する際に利用する画面であることから、登録漏れの確認を適時に実施されたい。</p>	<p>令和3年度末に、技術相談の入力や、依頼試験、機器利用の申込み、報告書発行及び支援内容の検索などの機能を備えた技術支援事業管理システムを稼働させた。</p> <p>令和5年3月末には、同システムに、購入機器情報の登録からホームページ掲載まで購入機器の進捗管理ができており、同システムに、令和5年度予算による購入機器はシステムで管理している。</p> <p>新たな機器管理機能が追加されたシステムでは、各部署が購入希望機器情報を登録し、購入申請を行う。これらの情報は、登録された時点で他部署の研究員にもシステム上で共有されるため、類似装置の購入を防ぐ体制となっている。</p> <p>また、システム上で機器の購入状況やホームページ掲載の有無についても確認できる仕様となった。これにより、購入部署によるホームページへの掲載漏れを防ぐとともに、機器整備審査委員会事務局においてもホームページの掲載状況を把握し、掲載されていないことを確認した場合は、購入部署へホームページ掲載を促す仕組みとしている。</p>	改善済
意見	4-2 (310)	<p>都産技研では、中小企業の機器利用や依頼試験のために、中小企業では導入が困難な試験機器を整備している。機器の購入時には、機器の予想利用回数、予想収益金額が、購入の意思決定の一つの要素となっている。</p> <p>機器利用に関しては、機器別の利用回数を把握しているものの、依頼試験に関しては、一つの試験で複数の機器を利用することも多いことから、試験項目別の試験の実施回数しか把握しておらず、機器別の利用回数は把握していない。そのため、機器の利用目標と実績の比較も行っていない。</p> <p>今後、機器購入時の予想利用回数と実際の回数を把握するなど、不要な機器の購入を行っていないか事後的なモニタリングを行うとともに、機器購入に当たっての判断や、利用率が低い機器の利用促進の検討に役立てるため、機器別に利用状況を把握することを検討されたい。</p>	<p>令和4年5月の機器整備審査委員会では、令和2年度購入機器の試験項目別の予想実績及び実績値の乖離を確認し、不要な機器の購入が行われていないか、事後モニタリングを行った。</p> <p>令和5年4月からは、技術支援事業管理システムに機器管理機能を実装し、依頼試験や機器利用における機器ごとの利用率を把握することが可能となった。機器の利用状況のモニタリングは、実績や予想実績に対する達成率の推移を把握するため、四半期に一度実施している。モニタリング結果は、半期に一度の組織運営の会議において、予想実績の達成率が低い機器の原因分析に活用し、利用促進に向け、各機器の状況に合わせた対応につなげていく。</p> <p>今後も、システムを用いて適切に機器の利用実績データの把握し、新たな機器購入の検討や、機器の利用促進などに活用していく。</p>	改善済	

令和2年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
			100	5	0	0
住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	住宅政策本部	105	100	5	0	0

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (64)	マンション耐震化サポーター派遣実績の向上について	<p>マンション耐震化サポーター派遣事業の派遣実績が低調である。令和元年度のマンション耐震化サポーターを派遣するマンション件数は、当初予定は350件であったが、実績は62件と当初予定の17.7%となっている。</p> <p>派遣実績が低調となる原因としては、マンション管理組合における合意形成の困難さがあると考えられる。実際、マンション管理組合に対して、ダイレクトメールの送付や架電・訪問等を試みるなどしているが、接触が困難な場合も多い状況にある。また、マンション管理組合に接触できたとしても、管理組合の体制や取組状況などから、継続してマンション耐震化サポーターを派遣することが適当でないとの判断される場合もあり、マンション耐震化に向けた合意形成が難しいものとなっている。</p> <p>引き続き、マンション管理組合へのダイレクトメールの送付や架電・訪問等により接触を図るとともに、令和2年4月から始まった、マンションの管理組合からの管理状況に関する事項の届出、届出された管理状況に応じた助言や専門家の派遣などの支援から成る管理状況届出制度を情報発信の機会として活用するなどして、マンション耐震化サポーターの派遣実績が向上するよう取り組まれない。</p>	<p>令和3年度に開始した、耐震診断を実施したマンションへ専門家を派遣する「耐震化推進サポート事業」において、管理状況届出制度、マンション耐震化促進事業やマンション改良工事助成制度等の補助事業や区市からの情報提供により把握した各マンションの情報を分析し、耐震化の検討に取り組みことができるとともに、定期的なダイレクトメールの送付とともに、架電・訪問等により重点的かつ直接的に働きかけを行ってきた。</p> <p>令和5年度からは、耐震診断実施者や過去に派遣した専門家からのマンションへの働きかけを開始した。また、更なる派遣実績向上のため、改修計画案作成等の技術面に加え、多くのマンションで課題となつている資金面への支援として、長期修繕計画の見直し、資金計画作成に対する助言を開始した。このように、効果的な対象に絞って重点的に働きかけを実施し、派遣実績の向上に取り組んでいる。なお、管理不全の兆候があるマンションについても、管理アドバイザーの派遣等を通じて耐震化に参考となる資料の提供やダイレクトメールの送付等により、耐震化に向けた機運醸成に取り組んでいる。</p>	改善済
意見	2-7 (70)	新規事業等の実施根拠について	<p>都は、平成27年度以降、空き家活用等の推進に係る事業を拡大してきた。</p> <p>マスタープラン等の上位計画は、空き家活用等の推進に係る事業の目標や方向性を示しているものの、最近新たに開始された令和元年度の2事業や令和2年度の4事業などについて直接規定しているわけではなく、各事業の具体的な内容や予算規模、実施年度などを説明する根拠としては不十分である。</p> <p>都は、新たな事業の開始や既存事業の拡大に際して、その必要性や実施内容、実施規模、実施時期等の妥当性について、中長期の計画的な取組の視点から根拠を説明できるようにされたい。</p>	<p>都は、東京都住宅マスタープランをはじめとした各種の行政計画等に基づき、総合的かつ計画的に空き家施策を推進している。</p> <p>令和3年度末に策定された東京都住宅マスタープランでは、目標7「空き家対策の推進による地域の活性化」において、既存事業や今後重点的に取り組むべき施策の考え及び具体的な取組等を定め、2021年度から2030年度までの施策の展開の方向性を示している。</p> <p>また、令和5年3月に、効果的な空き家対策が都内全域で着実に展開されるよう、都の空き家対策の考え方や具体的な取組の方針を取りまとめ、「東京」における空き家施策実施方針」を策定した。</p> <p>これらの方向性や方針を踏まえ、「未来の東京」戦略における今後3か年の事業の実施計画であるアクションプランにおいて、「政策課題解決型空き家活用支援事業」等の空き家施策の新規事業等についても記載し、当該事業等の予算化に当たって、3か年の具体的な実施規模等を明らかにしている。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-25 (103)	子育て支援住宅整備事業について	<p>子育て支援住宅整備事業の整備費補助は、平成29年度及び平成30年度の実績がなく、令和元年度の実績は1,000千円(1件)のみである。本補助の利用実績が低調である理由として、東京都子育て支援住宅認定制度に対する住民の認知度が低いことや、認定基準に適合させるためには建設コストが高くなることなどが挙げられる。</p> <p>都としては、区市町村に対して補助事業の実施を要請しているが、多くの区市町村からは、予算や人員などの制約がある中、現在の他の施策を優先せざるを得ないとの声が聞かれるとのことであり、単に制度の認知度を向上させざるを得ないと考えられる。</p> <p>都では令和2年度に、「子育て世代に配慮した住宅の普及促進に向けた実態調査」を委託しており、住宅事業者、都内に居住する子育て世代、区市町村からの意見を収集して制度の検証、評価を行うことにしている。</p> <p>都は、本調査の結果を踏まえて、今後の方向性と施策を検討されたい。</p>	<p>令和2年度に実施した実態調査において、住宅事業者や子育て世帯及び区市町村からの認定制度に対する一定の評価は得られたが、認知度の課題に加え、認定基準ごとの難易度や建設・管理運営コストに見合う支援策の必要性が確認された。</p> <p>これらの課題を踏まえ、令和3年度に有識者等から意見聴取を行い、施策の見直し内容について、令和3年度末に取りまとめを行った。</p> <p>具体的には、認定制度については、認定住宅の安全性を確保した上で、事業者にとって過剰な負担となる認定基準の必須項目から選択項目への変更等を方向性として整理した。</p> <p>また、補助制度については、事業者が供給に向けたインセンティブを得られるような支援策等の実施を方向性として整理した。</p> <p>これらの方向性に基づき、令和5年4月より、認定基準の適合度合いに応じて認定モデルを3段階に拡大する柔軟性の高い仕組みに認定制度の再構築を行い、「東京こどもすくすく住宅認定制度」として開始するとともに、認定住宅の供給を都内全域で推進するため、整備費の一部を都が直接支援する「東京こどもすくすく住宅供給促進事業」を開始した。</p>	改善済
意見	3-22 (202)	住宅供給公社における都営住宅耐震診断・耐震改修事業の効率性について	<p>都営住宅耐震診断・耐震改修事業については、業務を円滑かつ効率的に実施するために、建物状況の把握や営繕計画(計画修繕や個別修繕)との調整、対象となる団地の居住者との調整等が必要である。また、併存店舗付都営住宅など、施設付都営住宅の業務においては、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、関係権利者との合意形成を加速させるための柔軟な対応を可能とする業務執行体制が整備されることが必要である。住宅供給公社は、これらと特命随意契約を締結している。</p> <p>耐震改修受託事業収益に対する、耐震改修受託事業原価の比率は、平成30年度は101.2%、令和元年度は102.6%と高い原価率となっており、一般管理費控除前損失が発生している。これは、都営住宅耐震診断・耐震改修事業が、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、計画的な事業の進捗が困難なことに起因するものと想定される。</p> <p>当該事業における収益性が、住宅供給公社における事業の効率性に起因するものであれば、現状の委託金額における効率性の改善を求めるとともに、都も折衝調整が複雑であることを考慮し、きめ細かに委託の進行管理を行うなど、住宅供給公社に対する支援を行うこととを検討されたい。その上で、収益性の改善が困難であれば、上記の検討結果を踏まえ、委託金額や委託期間を含む委託内容を変更するよう検討されたい。</p>	<p>東京都住宅供給公社は、令和3年度に事業収支の要因分析及び収支改善策の検討を行った結果、耐震改修事業を実施する組織体制の見直しを行った。具体的には、担当する2つの係を統合した上で人員配置を見直し、令和4年度から新体制で業務を実施したことにより、収支が改善した。</p> <p>また、併存店舗付都営住宅は、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、都と公社で意見交換を行った上で、折衝状況の一層の可視化と共有化ができるよう、進行管理資料の見直しを行った。都は、こうした取組を行うとともに、令和4年度以降の委託内容については、折衝状況を反映し、これまで以上に委託の対象にする住棟の精査を行っている。今後も引き続き、きめ細かに委託の進行管理を行い、耐震化を推進していく。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (247)	監事体制の更なる強化について	<p>ガバナンス改革には、今ままで以上に監事の機能強化が必要不可欠となっており、具体的には、①監事として、より経験豊かな人材の確保が求められると同時に、②1名は会計業務に精通したものの、1名は組織運営に精通したものの等、監事を2名置くことにより、より広範な観点から適切な監査業務の実施を期することが必要なのである。</p> <p>都では、住宅供給公社の監事として優れた見識を有する人材を確保する目的から、令和2年度において、初めて公募によって監事を選定しており、上記①の問題はなく、この点大要評価ができる。一方、②の2名体制の確保の検討など、更なる監事機能の強化については、今後検討が必要である。</p> <p>都は、住宅供給公社のガバナンス改革に向け、現在の監事の実績を見極めつつ、監事2名体制の検討や監事を補佐する体制の拡充、更には外部監査体制の強化を図るなど、監事機能の強化に向けた取組を総合的に検討されたい。</p>	<p>措置の概要</p> <p>令和4年4月、監事を補佐する体制の拡充、監査体制の強化等、監事機能の強化に向けて、室長1名、課長1名、係長2名から成る監査室を新設した。</p> <p>外部監査体制については、決算時等において外部の監査法人による会計監査を実施するなど、適正な運用を図っており、今後も、更なる外部監査体制の強化について検討していく。</p> <p>また、昨今の資源高や物価高、人材不足等の事業環境を踏まえ、資産である団地の建設や管理を適正かつ効率的に実施していくためには、より専門的な視点からの監事機能を強化する必要があることから、令和6年度から監事2名体制とする方針を決定し、更なる監事機能の強化に向けたガバナンス改革に着実に取り組んでいる。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等件数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	下水道局	100	94	6	0

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (19)	損益計算書の表示 について	<p>区部下水道事業と流域下水道事業では、明確に区分経理しているが、両事業に共通する経費は、区部下水道事業において損益計算書に表示されている。流域下水道事業の応分負担については、区部下水道事業の「その他営業収益」の内数として総係費他区部繰入金を計上するとともに、流域下水道事業の「管理費負担金収入」において、市町村からの維持管理負担金収入から、総係費他区部繰入金を控除した金額を計上している。</p> <p>この処理により、事業ごとの営業損益については、適正な金額が表示されることとなるが、流域下水道事業の「管理費負担金収入」勘定科目において、収入額の総額が表示されないこととなる。</p> <p>予算及び決算の作成に当たり、区部下水道事業の損益に流域下水道事業の収益及び費用が含まれている旨を注記等により説明をしよう検討されたい。</p>	<p>令和3年度決算及び令和5年度予算から、区部下水道事業の収益及び費用が含まれている旨を決算書及び予算説明書の注記に記載した。今後も同様の記載を行う。</p>	改善済
意見	1-2 (21)	経営計画2016における財政指標について	<p>下水道局における財政指標としては、経営計画2016では、企業債発行償還比率(発行額÷償還額)と維持管理単価(維持管理費÷有収水量)が採用されている。</p> <p>それ以外の財政指標については、経営レポート2021において、決算値が公表されているが、結果のみが記載されているだけであり、その要因分析がなされていない。特に、維持管理単価については、有収水量の情報についての記載が、経営計画にも経営レポートにもないため、財政指標の計算過程自体も明らかになっていない。今後、東京都下水道局アトバイザリポート等において、経営計画2016の計画期間における実績報告を行う際には、どのような要因で、計画達成に至ったのかについて説明を加えるよう検討されたい。</p>	<p>経営計画2016の財政指標について、東京都下水道局アトバイザリポート(令和4年1月11日開催)において、5年間の計画と実績の推移を明らかにするとともに、指標の達成状況、その要因等について説明を行った。</p> <p>会議は公開で実施するとともに、当日の説明資料及び議事録については、下水道局ホームページで公表した(説明資料：令和4年1月18日、議事録：令和4年2月15日公表)。</p>	改善済
意見	1-3 (21)	経営計画2021における財政指標について	<p>経営計画2021の財政指標には、企業債発行割合(企業債発行額÷収入合計)と経常収支比率(経常収益÷経常費用)が採用されている。</p> <p>総務省の経営比較分析表における経常収支比率は、実績値に基づくものであるため、個別の公営企業会計の決算書から情報入手することは比較的容易にできる。また、総務省は、経営比較分析表の公表に当たり、別途、「経営指標算出データー」の開示も行っている。一方、下水道局の経営計画2021に掲載されている経常収支比率は、計画値としてのものであるが、公表資料上、どの数字を引用して設定されたものなのか判断しづらい。</p> <p>今後の経営計画における財政指標の公表に当たっては、その計算根拠となる数値も併せて公表することを検討されたい。</p> <p>また、財政指標の達成状況については、計画期間の最終年度においてのみ報告するのではなく、計画期間中においても、その進捗状況を報告するよう検討されたい。</p>	<p>経営計画2021の財政指標について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、令和3年度及び令和4年度の達成状況や要因分析の報告をそれぞれ行った。財政指標の進捗・達成状況については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。</p> <p>また、令和7年度に算定する次期経営計画において、設定する財政指標の根拠となる数値などを資料にまとめて掲載・公表する。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (27)	取得価額が10万円未満の器具備品について	<p>固定資産事務規程に定める固定資産明細表(令和2年度決算後(令和3年4月1日))を確認したところ、令和2年度に取得して自自動水質分析装置5台が器具備品として固定資産に計上されていた。いずれも予定価格が10万円を超えていたが、入札の結果、取得価額が10万円未満となったため、固定資産に該当しないものである。</p> <p>自自動水質分析装置は決算品に該当し、購入の際、直接経費として処理すべきものであり、備品として適切に管理されたい。</p>	<p>自自動水質分析装置5台について、固定資産からの控除及び備品への登録を、令和4年2月16日付けで実施した。</p> <p>令和4年度当初に、固定資産の契約事務手続を行う担当者に対し、器具備品となる金額の要件を周知徹底するための文書を作成した。</p> <p>また、器具備品の契約決定時に固定資産事務担当者への情報提供を行うこととし、その都度、固定資産事務担当者が購入内訳を確認し、器具備品となる金額の要件に合致しているかどうかの子チェックを行っている。</p> <p>令和4年10月21日に、再発防止策をまとめた文書を作成した。</p> <p>令和4年度末には、器具備品として購入した資産の一覧表を作成し、全て固定資産の要件に合致していることを確認した。</p> <p>固定資産の契約事務手続を行う担当者に対する年度当初周知文書及び再発防止策をまとめた文書を、引継書保管用フォルダ内に保存し、毎年度確実に引き継いでいくこととした。</p>	改善済
意見	1-4 (30)	利活用を検討すべき普通財産について	<p>固定資産番号198100001蔵前水再生センター土地は、北部下水道事務所、第一基幹施設再構築事務所などが所在している土地の一角である。</p> <p>本案件は、蔵前水再生センター用地取得当時に、多くの隣地権者から土地を払い下げてほしいとの要望があり、売却を行うため普通財産としていた。その後、売却を行ったが、すべて売却したわけではなく、現在に至っている。現在、売却されていない土地は、資材置場や駐車場などの活用が考えられることなので、利活用の方法を検討されたい。</p>	<p>当該地について、関係部署との協議により、令和5年2月に利活用方法を決定し、以下の取組を進めている。</p> <p>建物の敷地となっている箇所を除いて、改めて隣接土地所有者に購入の打診を令和5年7月に行い、令和5年11月現在、一部の地権者から購入の希望があった。</p> <p>また、売買に至らなかった箇所は、行政財産への用途変更及び北部下水道事務所への所管換えを行い、機材・資材置場等に活用していく。</p> <p>なお、公園が介在するため利活用が困難な箇所が売買に至らなかった場合は、閉鎖管理を行う。</p>	改善済
意見	1-5 (33)	実態調査と実地調査による修正内容について	<p>実態調査と実地調査の結果、固定資産台帳等の修正を要したもののうち、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目は、特に大きな問題であることを、各部、所及びセンターは十分に認識する必要がある。</p> <p>経理部においては、各部、所及びセンターに対して、今回の包括外部監査の結果を周知するなどして、固定資産の科目の不不正や除却処理漏れなど、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目の重要性について、各部、所及びセンターの問題意識を高められたい。</p>	<p>令和4年3月に、各部所向けの決算事務説明会において、適切に資産計上することの重要性について、指導を行った。</p> <p>5月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。</p> <p>9月の実態・実地調査実施時に、事務処理上の注意点を通知文に記載し、改めて注意喚起を行った。</p> <p>10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。今後も引き続き、適切に資産計上することの重要性について、指導を行っていく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6 (35)	登記面積と実測面積の誤差が大きい案件について	<p>中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、登記面積と実測面積の誤差が大きい下水道用地を抽出し誤差の原因を確認したところ、そのうち2件は、実測面積を測量図から土地台帳へ転記する際に転記ミスがあったため、当該土地台帳を用いた下水道用地実態調査の報告書の記載に誤りがあったことによるものであり、また、4件は、一部境界未確定等の理由で実測ができないため、古い実測面積の記録が更新されないまま残されていることによるものである。</p> <p>測量図から土地台帳への転記ミスにより、下水道用地の実態調査の報告書に誤った数値が記載されているものについては、適正に処理されたい。</p> <p>なお、一部境界未確定等の理由で実測ができないものについては、境界確定が可能になり次第、実測を実施されたい。</p>	<p>転記ミス等による誤差については、令和4年3月に土地台帳の修正を完了した。なお、一部境界未確定等の理由で実測ができないものについては、境界確定が完了し、実測が可能となったものから、順次、実測を行い土地台帳に反映していく。</p>	改善済
意見	1-7 (36)	面積を実測していない案件について	<p>中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に実測面積が記入されていない下水道用地を抽出したところ、白金幹線(陸滅水路敷)については、無番地の土地と接しており、隣接地権者が不明のため境界確認ができず、実測を行っていないとされている。白金幹線(陸滅水路敷)以外の土地は実測を行っているが、その際の測量図から土地台帳への入力が漏れていたものである。</p> <p>測量図から土地台帳への入力が入力漏れにより、報告書に実測面積が記載されていないものについては、適正に処理されたい。</p>	<p>土地台帳全体の確認を行い、実測面積が確定しているものについては、令和4年3月に土地台帳の修正を完了した。</p>	改善済
意見	1-8 (36)	調査不可とされている案件への対応について	<p>中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に調査不可と記載されていた下水道用地を抽出したところ、これらの下水道用地は、現況の使用状況に問題がないのかが、報告書からは把握できない。調査不可となった下水道用地については、別途、経理部において問題の有無をまとめておきたい。</p>	<p>調査不可であった案件について、令和4年4月に経理部職員による現地確認を行い、立入りが困難な箇所については、航空写真データを活用して越境や不法投棄等の有無の確認を実施した。この確認により工箇所占有物を確認したため、所管部署と共に不法占拠相手と是正に向けた交渉を開始した。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (42)	建設仮勘定であるべき資産と回答していた案件に対する対応について	<p>建設仮勘定における各部、所及びセンターから経理部への回答より、資産管理部署が「稼働」と回答した建設仮勘定で、稼働年月が令和2年3月以前のもものが全部で11件あった。建設仮勘定個別検証作業要領では、前年度以前に移動しているにもかかわらず、未だ建設仮勘定に整理されている資産を「稼働」とするべき資産」と回答するよう要請している。回答を受け、経理部が資産管理部署に確認したところ、11件のうち2件は関連工事完了前、2件は工事完了前として、建設仮勘定のままとしている。また、本勘定へ振替済みとした5件はいずれも令和2年4月以降に移動していることと、令和2年度に本勘定に振り替えている。このことについて、資産管理部署は確認事項の趣旨を正確に理解していないと考えられる。趣旨を理解していないと思われる部所に対しては、建設仮勘定の調査の目的や重要性を十分に周知されたい。</p>	<p>令和4年3月に、各部所向けの決算事務説明会において、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行った。</p> <p>5月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。</p> <p>7月の建設仮勘定個別検証実施時に、事務処理上の注意点を記載し、改めて注意喚起を行った。</p> <p>10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。今後も引き続き、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行っていく。</p>	改善済
意見	1-10 (43)	計画中止としていた案件について	<p>中部下水道事務所が資産管理部署となつている芝浦水再生センターほか1か所場内整備工事設計委託については、建設仮勘定に計上している理由を、「計画中止」と回答していた。このことについて、経理部と中部下水道事務所が再確認した結果、適切な工事案件を確認したとして、本勘定に振替を行っている。令和元年度に「芝浦水再生センターほか1か所場内整備工事設計委託」にて、芝浦水再生センターに設置しているブロック塀(本系)及びネットフェンス(東系)の強度並びに破損又は腐食の有無等、健全性を調査し、改良するための実施設計を発注している。本設計委託の結果、ブロック塀については十分な強度及び健全性が確保されていることが確認できたため、ネットフェンスについては、令和2年度に改良工事を実施している。</p> <p>このことについては、建設仮勘定計上額2,714千円の全額を固定資産計上額として本勘定に振り替えている。しかしながら、ブロック塀は改良工事を行っていないのであるから、建設仮勘定に計上されている金額のうちブロック塀の調査に係る部分は、経費として処理するべきものと考えられる。建設仮勘定計上額のブロック塀の調査に係る部分の会計処理について、見直しを検討されたい。</p>	<p>建設仮勘定に計上した2,714千円については、設計委託に関連する工事が無いため、令和4年2月に除却を行い、経費として処理した。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-11 (45)	建設仮勘定である理由を詳細不明と回答していた案件について	建設仮勘定で建設仮勘定である理由を資産管理部署に確認したところ、回答が「詳細不明」となっていたものが9件あった。その9件について、その後、経理部が再確認した結果、稼働時期未定と回答したものが6件、工事完了前と回答したものが2件、施設稼働前と回答したものが1件であった。資産管理部署であるならば、建設仮勘定である理由や状況を正確に把握しておき、建設仮勘定での調査事項に対して正確に回答されたい。	令和4年3月に、各部署向けの決算事務説明会において、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行った。 5月に、各部署に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。 7月の建設仮勘定個別検証実施時に、事務処理上の注意点を通知文に記載し、改めて注意喚起を行った。 10月に、各部署向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。 今後も引き続き、建設仮勘定個別検証の事務処理上の注意点等について、指導を行っていく。	改善済
意見	1-12 (47)	建設仮勘定のグループピングの運用について	取りまとめデータを確認したところ、グループ名称が付されていない案件が128件ある。これらの中には、現時点では、他の案件とのグループピングが不可能な案件もあると思われるが、一方では、1件だけで複数の案件がない案件にもグループ名称を付しているものも見受けられる。また、例えば、グループ名称「三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室」については、10件の建設仮勘定をグループピングしている。このうち、6件は令和2年12月23日に本勘定に振り替えているが、残りの4件は令和3年3月31日時点でも、建設仮勘定に計上されたままであり、本勘定に振り替えていない4件は、グループピングしておくべきものではなかった可能性がある。 下水道局はグループピングについて、「グループ化は、建設仮勘定の適切な管理、とりわけ稼働漏れを防ぐためのツールの一つと考えられており、全ての案件をグループ化することを強制している訳ではありませぬ。」としている。強制でないとしても、グループピングの考え方や運用が、部、所及びセンターによって異なるのは好ましくない。 建設仮勘定のグループピングの考え方や運用について、部、所及びセンターで違いが生じないよう留意されたい。	各部署から意見を聴取した上で、グループ化の考え方や運用を整理し、令和5年3月に、建設仮勘定管理マニユアルに内容を反映した。 反映した内容については、7月の建設仮勘定個別検証の実施時に、各部署に対して、改めて周知した。 引き続き、グループ化の考え方や運用について、周知を行っていく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び株式会社水再生センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (62)	建設仮勘定上額の振替について	<p>東京都下水道事業会計では、一件の工事で複数の固定資産が形成される場合、個々の固定資産への建設仮勘定上額の振替は、振替の対象となる工事の設計金額をベースに行っている。この振替金額の計算方法は、下水道局が作成している「事務マニュアル」に示されている。具体的には、振替の対象となる建設仮勘定の工事内訳書から、振替先となる固定資産別に機器費と据付費を集計し、それを振り替えることにより振替割合を算出し、その振替割合を用いて、振替先となる固定資産への按分額を算定している。現状の計算方法は、見直しが必要ではないと考えるが、振替先となる固定資産への按分額の計算方法として唯一の方法とまでは言えず、例えば理論上は、振替の対象となる工事の工事内訳別の金額から振替割合を算定することも考え得る。</p> <p>複数の選択肢が考えられ、選択した項目により、貸借対照表や損益計算書の計上額に影響を与え得る項目については、毎年度見直すべきではなく、長期間継続的に適用する必要がある。そのため、適宜、見直しがなされる事務マニュアルだけで規定しておくのではなく、継続的に適用される考え方が明確にされているべきである。</p> <p>建設仮勘定の振替先となる固定資産への按分額の計算方法について、継続的に適用される考え方を明確化されたい。</p>	<p>一件の工事で複数の固定資産が形成される場合の金額の按分方法について、令和4年5月に通知を作成し、各部所に周知することと、設計金額を工事完了後の清算額で比例配分するという基本的な考え方が、継続的に適用される考え方を明確にした。</p>	改善済
指摘	1-2 (58)	除却資産への建設仮勘定金額の振替について	<p>固定資産番号197300106は、令和2年3月23日に芝浦水再生センターほか1か所監視規制御設備改良工事として、9,250,217円を追加計上している。その後、令和2年11月11日に除却処理を行っているが、その理由は、令和2年度の美地調査により、当該固定資産がなくなっていることを確認したためとなっている。</p> <p>既存の固定資産に追加工事を行った場合、対象となる固定資産番号を抽出し、その固定資産番号に追加工事の取得価額を按分している。その際に、按分先が複数となる場合があるが、本事業の追加工事も、複数の固定資産番号に取得価額を按分しており、その按分先には、既に除却している固定資産番号197300106も含まれてしまっている。そのため、9,250,217円は、本来、その他の固定資産番号に按分されるべきものであった。</p> <p>追加計上した9,250,217円について、適正に処理するとともに、除却処理なのか修正処理なのか、また、その処理が資産の一部若しくは全額の処理になるかを再確認するような体制を構築し、適切な処理が実施されるような対策を講じられたい。</p>	<p>固定資産番号197300106に計上した9,250,217円については、令和3年度に、本来、計上すべき固定資産への修正処理を行った。</p> <p>また、令和4年10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、伝票発行時に複数の職員が確認することとで、チェック体制を強化するように周知した。</p> <p>引き続き、適切な事務処理を行うため、毎年度実施する固定資産事務説明会や決算事務説明会において、チェック体制の強化について周知していく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-14 (69)	過年度の除却処理漏れについて	<p>除却金額が大きい上位50件の除却理由を確認したところ、令和2年度の現地調査により当該固定資産がないことを確認したため除却したとした案件が2件あった。いずれも中部下水道事務所管である。また、流域下水道本部が所管する3件は、経年劣化による老朽化、機能・性能の陳腐化による除却であるが、件名に「令和元年度の除却漏れ」とある。本来は令和元年度に除却処理を行うべきところ、令和2年度に除却処理を行っている。このような除却の処理漏れが生じていることは大きな問題である。総理部は、このような案件が生じたことについて、中部下水道事務所及び流域下水道本部に対して再発防止への取組を行うことを要請されたい。</p>	<p>令和4年5月に、各部署に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。さらに、中部下水道事務所及び流域下水道本部に対しては、上記の通知に加えて、個別に通知を行い、再発防止を徹底した。</p> <p>引き続き、適切な固定資産事務の実施について周知を行うことで、再発防止を図っていく。</p>	改善済
意見	1-15 (60)	排水設備の除却について	<p>管渠を始めとする排水設備は地下に埋設されていることから、現品を直接目視で確認することが困難なこともあり、現地調査の対象外となっている。このため、改良工事を行った際に従前の設備を除去する場合や、老朽化により既存の施設を除去処理する場合で、本来除却処理するべき資産の処理が漏れてしまった際に、そのこと事後に発見することが、現地調査の対象資産よりも困難となっている。</p> <p>固定資産明細書を見ると、令和2年度末の排水設備の年度末償却未済高は2,994,369百万円で、有形固定資産合計の年度末償却未済高5,731,983百万円の過半数を占めている。質的、金額的にも重要性の高い排水設備について、固定資産明細書の排水設備の計上額の中に除却処理漏れとなっているものがないかどうかを確認する方法を検討されたい。</p>	<p>予算要求時に作成する当年度の除却予定一覧を活用し、排水設備に除却漏れがないか、以下の方法で確認することとした。</p> <p>毎年7月の予算要求時に作成する当年度の除却予定一覧に計上した各案件について、翌年3月の決算作業時に、除却処理が予定どおり行われているか、確認する。</p> <p>決算時に除却処理が行われなかった案件については、11月の実態・実地調査に合わせ、状況を確認する。</p> <p>これらの方法で令和4年11月に令和3年度決算分を確認したところ、除却予定一覧に計上されているが、決算時に除却処理が行われなかった案件は、除却漏れではなく、除却の必要がなかったものであることを確認した。</p> <p>引き続き、同様の作業手順により、排水設備について除却漏れがないか確認を行っていく。</p>	改善済
意見	1-16 (66)	葛西南北連絡渠について	<p>葛西南北連絡渠は、葛西水再生センター北2系水処理施設と南4系水処理施設予定地との間に連絡渠(D渠)を整備したものである。南4系水処理施設建設前に連絡渠を整備したが、その後、南4系水処理施設は建設されおらず、結果として、40年以上、連絡渠が使用されず、残されたままとなっている。下水道局は、南4系予定地に再構築用の水処理施設を整備することを検討しており、D渠はその連絡用通路として使用する計画があるとしている。しかしながら、再構築用の水処理施設をいつ整備するかは、現在のところ待たれておらず、D渠の使用時期も不明である。</p> <p>下水道局は、再構築に着手するまでの間は、現在、センターで不足している被災復旧資材置場として暫定活用することとしている。応急復旧資材置場として使用することについては、新たな補修工事が必要となる可能性がある。補修工事などで応急復旧資材置場として暫定活用するのであれば、補修工事などでの程度の経費が必要となるのか、経費に見合う便益を得られるのかを明確にした上で、対応を図られたい。</p>	<p>葛西南北連絡渠の活用に向けて、滞留水の排水方法や躯体の補修方法に関する検討を行うため、令和4年12月から調査委託を実施している。</p> <p>調査結果を基に、令和5年度内に今後の方針を決定する。</p>	改善中

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (67)	日本下水道事業団委託工事 小菅(東)処理場建設について	日本下水道事業団委託工事 小菅(東)処理場建設は、当初の水処理施設としての整備は取りやめられているが、一部を雨天貯留池に活用するなど、一定の活用は図られている。しかしながら、40年以上前の投資にもかかわらず、いまだに未供用の部分があることは問題と言わざるを得ない。反応槽部(③④号池)は雨天貯留池として整備中で、令和5年完了予定とのことであるが、第二沈殿池部(⑤⑥号池)は、反応槽部稼働後に整備を検討するとしていて、将来的に活用するの未定となっている。現時点では、長期未供用の状態がいつ解消されるのか不透明であるが、可能な限り早くその状態が解消されるよう、対応を図られたい。	小菅(東)処理場建設に関しては、事業効果を確認した上で、令和4年3月、局内関係部署にて、第二沈殿池部(⑤、⑥号池)についても雨天貯留池として整備する方針を決定した。反応槽部(③、④号池)の雨天貯留池整備工事に合わせて令和4年11月に契約し、令和5年度中に完成予定である。	改善済
意見	1-18 (69)	新河岸処理場送泥管その1工事について	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等の転用等が検討したが、有効な活用方法がないことが、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。当該資産の対応に向けて行ってきた設計委託の成果を基に道路管理者等の関連機関と協議し、既設管の撤去又は残置等の方針を決定する。その方針に基づき既設管を処理する。	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等を検討したが、有効な活用方法がないことから、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。当該資産の対応に向けて行ってきた設計委託の成果を基に道路管理者等の関連機関と協議し、既設管の撤去又は残置等の方針を決定する。その方針に基づき既設管を処理する。	改善中
意見	1-19 (71)	新河岸東(南系)沈・曝気槽・二沈・雨天貯留池、土工・山留壁)及び新浮間幹線その2及び新河岸処理場送水管その2工事について	浮間水再生センター(旧・新河岸東処理場)において、最大汚水量22万m ³ /日に対応した躯体を整備したが、5.5万m ³ /日部分が未供用となっている。未供用部分は、新浮間幹線及び浮間東幹線の下水が流入した際に稼働する計画としていたが、浮間東幹線流域において、高濃度窒素を含む下水を排出する工場からの流入が確認され、浮間水再生センターでは水処理が困難であることが判明した。そのため、現状のまま、下水を新河岸水再生センターへ流下させて処理しており、5.5万m ³ /日部分は未供用のままである。下水道局は、高濃度窒素を含む下水を排出する工場の撤退に伴い、新浮間幹線及び浮間東幹線を利用して、その下水を浮間水再生センターに流入することを検討している。このことは当初計画どおりではあるが、投資コストや維持管理コスト、住民等が受ける便益、環境への負荷等などのようなメリットとデメリットがあるのか、そして、メリットがデメリットを上回る見込みがあるのか、慎重に検討する必要がある。現時点では、長期未供用の状態がいつ解消されるのか不透明であるが、可能な限り早くその状態が解消されるよう対応を図られたい。	令和4年度に新浮間幹線接続工事の設計委託を実施し、流下先振替の必要性及び手法を検討・整理した。新浮間幹線接続については、令和5年度に工事に必要な用地確保のため、公園借地等に関する関係機関との協議を実施しており、その後、令和6年度に接続工事を起工する予定である。浮間水再生センター水処理設備については、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度に工事を起工予定である。これらにより建設仮勘定を解消していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-20 (73)	中川処理場関連について	<p>中川処理場(現・中川水再生センター)は、昭和47年に60万m³/日の処理場として下水道法事業認可を取得し、水処理施設の整備を進め、昭和59年に15万m³/日、平成6年に7.5万m³/日が稼働し、現在22.5万m³/日の処理能力を有している。下水道普及の促進を図る目的で、その後も処理場建設を推進してきたが、平成7年度以降、流入水量の増加が見られないことから、水処理施設の建設を一時中断し、今後の流入水量や財政状況の動向を見ながら高度処理施設に着手していくこととした。しかしながら、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成29年度に当該箇所における高度処理施設の建設計画を取りやめている。</p> <p>現在は、国土交通省等の関係機関と除却に向けて調整を行っており、調整終了後、除却を行うとのことである。流入水量の横ばい状態が継続しているなど、現在の環境を踏まえれば、除却はやむを得ないと考える。</p> <p>最終的な決着まで必要以上に時間をかけすぎないことや、それまでの経緯や判断根拠などについて、十分に説明責任を果たせるよう対応されたい。</p>	<p>中川水再生センターは、昭和47年に60万m³/日の処理場として下水道法事業認可を取得し、水処理施設の整備を進めてきたが、平成7年度以降、流入水量の増加が見られないことから、水処理施設の建設を一時中断し、今後の流入水量や財政状況の動向を見ながら高度処理施設に着手していくこととした。しかしながら、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成29年度に当該箇所における高度処理施設の建設計画を取りやめ、現在は、土づくりの里の建設用地として事業計画に位置付け、プラントの再構築工事を施工している。</p> <p>高度処理施設については、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。</p> <p>今後、同地にて起工する土づくりの里の第一期及び第二期覆蓋化工事における新設基礎杭設置に伴い支障となる既設基礎杭は撤去し、支障とならない基礎杭は残置する。</p>	改善済
意見	1-21 (79)	「各普通財産の減損の兆候の把握」の記載について	<p>下水道局は、普通財産の減損の兆候の判定において、「各普通財産の減損の兆候の把握」を作成し、各普通財産の簿価と時価とを比較することで、減損の兆候の判定を行っている。「各普通財産の減損の兆候の把握」を確認したところ、普通財産のうち「豊島区雑司が谷1-364-2」「豊島区南池袋1-39-24」の記載がなかった。この理由について質問したところ、「豊島区雑司が谷1-364-2」「豊島区南池袋1-41-7」にそれぞれ含めて作成していた。</p> <p>減損の判定に影響のある部分については、記載の一部を省略することなく、より明確な情報を表記するように検討されたい。</p>	<p>評価対象となる財産の内訳の記載を省略していた判定資料については、令和3年度末の普通財産の減損の兆候の判定より、表記の修正を行った。</p>	改善済
意見	1-22 (79)	減損会計の検討範囲について	<p>建設仮勘定のうち、中川処理場に関連する工事のように、現状では工事が止まり、建設計画も取りやめになっている場合は、遊休資産に該当すると考えられる。その他の建設仮勘定についても、工事の進捗状況が思わしくない資産や、用途変更などでそれまでに投資した資産の全部又は一部が使用できない場合は、減損の対象として判定を行うように検討されたい。</p> <p>また、建設仮勘定が、減損の判定の対象になるかどうか判断が必要であることから、その過程が分かるように文書等で残すことを検討されたい。</p>	<p>令和4年3月に、該当の「中川処理場に関連する工事」に関する建設仮勘定について、除却を行った。令和5年3月には、「減損会計の取扱いに関する指針」を改正し、遊休資産について、個別の資産グループとして減損の判定を行うこととした。</p> <p>また、令和4年度決算において、遊休資産の減損の判定過程を明示し、意思決定を文書で行った。令和5年度決算以降も、減損の判定の過程や根拠を明示し、意思決定を文書で行う。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (80)	減損会計の判定に関する文書の作成について	下水道局では、決算時に固定資産の減損の判定を行っている。固定資産は、5兆7,340億円(令和2年度決算)を越え、その大半が減損の判定対象となることから、減損の判定結果によっては大きな影響がある。現状、下水道局では、各普通財産の減損の判定に関する文書は作成しているが、それ以外の固定資産の減損の判定に関する文書は作成されていない。減損の判定結果は、決算に大きな影響を与える可能性が有ることから、その判定の過程や判断の根拠を文書化し、下水道局としての判断を明確にすることを検討されたい。	令和3年度決算から、普通財産以外の固定資産の減損の判定についても、判定の過程や判断の根拠を明示し、意思決定を文書で行っている。	改善済
指摘	1-3 (89)	使用許可台帳の記載不備について	中部下水道事務所の使用許可台帳の確認の結果、使用期間の重複や使用許可年数が上限の1年を越えるものが発見された。該当する決裁文書を確認したところ、決裁文書では、使用許可台帳の記載内容とは異なり、適正に記載されていた。使用許可台帳の記載不備の原因としては、決裁文書から使用許可台帳に記載する際に、誤って記載がなされたことが考えられる。使用許可台帳は、使用許可の状況や使用許可物件を管理する台帳であることから、正確な記載を確保するよう努めるとともに、誤記載の防止策を講じることが検討されたい。	誤記載の防止策として、使用許可の決裁後に台帳を更新するのではなく、使用許可の決裁時に使用許可台帳も更新し、同時に複数の職員が内容を確認するよう事務処理を見直した。また、経理部においては、令和4年度下水道局業務監察の中で、使用許可台帳が適切に記載されているか確認している。	改善済
意見	1-24 (91)	自動販売機の設置業者の選定について	下水道局は、自動販売機の設置について、従前から職員の福利厚生を目的として設置業者の申請に対して使用許可を出している。現状では、入替えや公募などを実施していないが、自動販売機の設置場所によっては、他の設置業者にも設置の機会を設けることで、より良いサービスの提供を期待できることや、使用料を徴収できる場合には収入の確保にもつながることが可能になる。自動販売機の設置場所の状況が異なることから、個々の状況に配慮しつつ、下水道局としてより有効な設置業者の選定方法を検討されたい。	令和4年7月の銭瓶町ビルディングへの庁舎移転に当たっては、自動販売機を新規設置する状況にあり、加えて、在籍職員数や利便性等を踏まえ、売上げに応じた使用料収入も相当程度、確保できることが見込まれたため、設置業者の公募を実施した。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-25(93)	自動販売機に係る光熱水費の単価表の見直しについて	<p>自動販売機の設置業者は、「たばこ、牛乳及び清涼飲料等自動販売機の設置について」(47下経監発87号)第2条第4項で、光熱水費は実費相当額を徴収するとされている。同通達第6条に光熱水費の範囲と算定方法が定められており、そのうち、同通達別表の水道料金、下水道料金の単価は、料金改定があった場合に改めることができることとされているが、昭和62年から変更がなかく、その後の水道料金、下水道料金の改定に合わせて見直しが行われていないこと。なお、下水道局の説明では、当初は紙コップ式の自動販売機が設置され、水道及び下水道を使用することを前提としていたが、近年、紙コップ式の自動販売機の設置がなく、水道料金及び下水道料金の請求もないことから、同通達別表の単価表を使用していないことであった。</p> <p>下水道局は、現状に合わせて同通達の見直しを検討されたい。</p>	<p>令和4年5月に、「たばこ、牛乳及び清涼飲料等自動販売機の設置について」(47下経監発87号)の改正を行い、使用されていない単価表を削除した。</p>	改善済
指摘	1-4(96)	仮払金の管理について	<p>電気工作物の移設工事を東京電力パワグリッド株式会社へ委託していたが、仮払金が長期にわたり精算されていないものがあった。下水道局によると、本来の工期は令和元年7月から9月までであり、先方からの連絡がなかったことから気が付かず、令和3年度で連絡があったことから、精算されたこととであった。工事の内容から、短期で終了することが見込まれることから、進捗状況を確認するなど、工事の管理を厳格にされたい。</p> <p>また、決算上、本来は令和元年度の費用で計上されるべきことと、流動資産として処理され、令和3年度に費用として計上されている。決算時には、仮払金の内容を確認し、未精算になっているのがないかを確認するなどの対応を確実に実施されたい。</p>	<p>令和4年3月に、建設部から各所に対し、再発防止策として注意喚起の事務連絡を発出した。第二基幹施設再構築事務所においては、令和3年10月から、「支障物件事務処理チェック表」を作成し、支障物件の処理等に関する履行状況の確認を徹底するとともに、令和3年度決算から、概算私及び前渡金整理簿と委託料整理簿の突合を行っている。</p> <p>経理部においては、令和3年度決算から、仮払金の精算時期等の内容を各部署に確認した上で、当該年度の費用と流動資産(仮払金)を適切に計上するとともに、仮払金の内訳と精算時期について、関係部署と資料を共有しているほか、令和4年度下水道局業務監察において、仮払金の管理状況について確認を行っていた。</p> <p>引き続き、これらの取組を行い、仮払金の管理を適切に行っていく。</p>	改善済
意見	1-26(96)	概算私の内容の算定と支払について	<p>概算私の内容は、概算私の内容が選付されるが、概算私の内容が近い金額で選付されている場合がある。工事期間が短い場合は、長い場合に比べて見積りの精度を高めることが期待できることから、協定の相手方に対し、より工事の確定額に近づけるように努めることを要請することなどが望ましい。また、工事期間が長い場合は、分割払いにしたり、場合によっては一部後払いにすることを相手方に対し要請するなどして、過度な選付額にならないように支払額を調整することが考えられる。</p> <p>さらに、概算私の内容を金額確定後若しくは相手方の支払時期に合わせて算定すること、より確定額に近い金額で支払うことが可能になることも考えられることから、今後は、支払方法について相手方との協議を行い、選付額がより少なくなるように努められたい。</p>	<p>令和4年6月に、庁内関係局に対して、設計精査により予納額に対して選付額がより少なくなるよう文書で依頼した。</p> <p>外部事業者A社とは、既存協定及び新規協定について協議し、予納を取りやめ精算とすることで合意し、令和4年12月に変更した協定書を締結した。</p> <p>令和5年4月には、各事務所に対して、協定締結時に精算私や予納金の分割払を基本として相手方と協議するよう文書により通知した。</p> <p>また、本通知文に基づき、庁内関係局へ工事の委託の協議を行い、概算私の内容と工事等の確定額に乖離が生じないよう見直しを精査することについて、了解を得ている。</p> <p>なお、令和4年度における精算時の選付金について、令和5年4月に状況調査を行っており、精算時の選付金状況調査は、令和5年度以降も継続して実施していく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-5 (100)	第三者が使用する遊休土地について	<p>23か所の遊休資産のうち、7か所は民地脇の残地で危険性はないとしている。これらの遊休資産の図面や現況写真等により確認したところ、現況は隣接する民地の使用者等の第三者が使用している。これらの遊休資産は、昭和20年代に取得した土地であり、過去に売却による処分を進めた結果、売れ残った残地である。しかし現状では、賃料を支払って使用している者との間で公平性を欠き、適切な管理がなされているとは言えない。</p> <p>都は、毎年調査に当たり、第三者に使用されている遊休資産については、第三者の異動や使用状況を確認し、固定資産事務規程に則り、適切な価格による譲渡や貸付け等による取組を進められたい。</p>	<p>遊休資産を改めて調査し、第三者に使用されている遊休資産については、売却、貸付等による取組を進めた。</p> <p>現在までに、2件8.08㎡(豊島区高田6.67㎡、豊島区南池袋4.36㎡のうち1.41㎡)について、占有者に売却し適正化を行った。</p> <p>また、3件104.79㎡(文京区音羽34.52㎡、豊島区駒込12.63㎡のうち9.50㎡、豊島区雑司ヶ谷180.77㎡のうち60.77㎡)については、特定の第三者による使用がないことを確認した。</p> <p>残る5件268.08㎡については、適正化に向けた取組を継続するため、令和5年4月1日、「当局遊休資産の第三者による不適正使用に係る適正化方針」を策定した。毎年度の調査、是正措置等の実施要領を定めることで、譲渡や貸付等による取組を推進していく。</p>	改善済
意見	1-27 (100)	遊休資産とすべき資産の範囲について	<p>都では、遊休資産を不用又は過剰の固定資産のうち、資産の有効活用を目的に公募貸付等を実施した資産以外としていることから、遊休資産は、今後使用する予定がなく、現在貸付け等がなされていない未利用の資産となる。</p> <p>一方で、港区白金と台東区上野の2つの資産については、建物敷地として貸付契約がなされている。これらの土地は、貸付対象となっており第三者の使用に供されていることから遊休資産とは言えない。また、開放通路の一部となっている土地は、貸付契約等の締結していないものの、都として今後活用の余地はなく、地域の住民に有効活用され、通行権が発生していることもあり、遊休資産の状態にあるとは言えない。このため、これらの資産については遊休資産とはせず、貸付中あるいは一般に開放中の普通財産として位置付けられたい。</p>	<p>令和3年度決算における資産整理において、貸付資産3箇所及び開放通路14箇所を遊休資産から除いた。</p>	改善済
意見	1-28 (101)	貸付中の遊休資産の貸付条件及び今後の方針について	<p>2つの遊休資産については建物の敷地として貸し付けているが、貸付期間を1年としており、借受人は契約の更新を希望する場合は、貸付期間満了前2月までに、書面をもって都に申し出るとしている。</p> <p>2つのうち、一方の建物は、平成27年4月に開校した公立学校である。学校施設については、当該貸付契約は、少なくとも築70年が経過するまでは毎年更新がなされる可能性が高い。</p> <p>固定資産事務規程第41条は、普通財産の貸付期間について、一時使用の場合を除き、30年以上等の長期の期間を設定している。建物の敷地として使用される遊休資産は、一般的に当該建物が解体されるまでは貸付契約が更新されることが想定されるため、貸付期間を1年として毎年更新することは合理的ではない。このため、貸付期間の設定に当たっては、借受人と協議の上、適切な貸付期間を設定されたい。</p> <p>また、今後、下水道事業で使用する可能性がなく、売却が妥当とされる貸付中の遊休資産については、売却による処分を検討されたい。</p>	<p>2つの遊休資産については、下水道事業で使用する可能性がないことを確認の上、使用者と協議を行い、令和5年3月2日付け及び令和5年3月13日付けで、それぞれ使用者に売却を実施した。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京下水道株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-29 (102)	有効活用目的が立たない土地の活用について	遊休資産のうち、八王子にある3つの資産について、都は今後とも使用する予定がないため、地元自治体と協力する等により公募売却を実施しているが、市街化調整区域・農振調整区域・農振調整区域内農地である等の理由により、いずれも入札者がおらず不調に終わっている。これらの土地は売却の努力を行っているもの、売却処分や下水道事業による使用の目的が立たないものであるから、環境保護のため緑化するか、太陽光パネルを設置して発電するなどの有効活用を検討されたい。	3つの遊休資産の処分及び有効活用の実現可能性について、令和4年度に改めて現地調査及び地元不動産業者等へのヒアリングを実施し、3つの資産各々の特性を踏まえ、実現性の高い活用案を検討し、以下の方針を定めた。 (1)実態を反映した価格による公募売却 (2)地域要件から農地としての利活用 (3)低位な土地評価から隣接地権者に限定される利活用 この方針の下、以下の取組を実施していく。 (1)売却を見込む用地は令和6年度の公募を予定 (2)農地としての利活用を見込む用地は、農業団体等を通じ需要など情報収集 (3)隣接地権者に利活用先が限定される用地は、隣接地権者と関係を築きながら照会を継続 このほか、公共工事用の資材置場などに貸付けの引き合いがあった場合に対応する。 なお、太陽光パネル設置による発電等についても情報収集を行ったが、下水道事業者において、水処理施設や庁舎以外の用地に太陽光設備を設置した事例はなく、日照条件や近隣住民の理解を得る困難さなどから、導入困難と判断した。	改善済
意見	1-30 (104)	使用許可条件の明確化について	下水道用地使用許可書によると、土地の使用許可を受けた使用者は、使用土地に、建物その他の固定設備を設けてはならないとしている。一方で、実際の公園等施設には、管理者が常駐する建物やトイレ用施設が設置されている。これは、土地の状況や申請内容を踏まえて個々に下水道事業への支障を判断した上で使用許可を行っていているためである。しかし、当該使用許可書には固定設備の設置を認めない旨が明記されており、実態との整合性がない状況である。このため、使用許可書において、実態に合わせて、建物その他の固定設備は、原則として認めないものの、使用者が事前に都に申し出た上で、都が、下水道事業に支障がないと判断して許可した場合に限り可能とするよう、その旨を使用許可書に記載するよう改められた。	使用の実態に合わせて、使用者が事前に都に申し出た上で、都が、下水道事業に支障がないと判断した場合、固定設備の設置を認める旨の許可書の様式を変更した。令和3年度に使用許可書の様式改正を行い、令和4年4月1日より、新規に使用許可を開始するもの及び使用許可を更新するものから新様式を適用している。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京下水道株式会社経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-31 (115)	アースプララン2017の取組の成果について	アースプララン2017が策定されたのは平成28年度であるが、アースプララン2017で明かされたアースプララン2010の成果によると、令和2年度までに達成すべき温室効果ガスの削減率25%以上は、策定から1年前の平成27年度以降に達成済みである。下水道事業における地球温暖化防止計画は、温室効果ガスの総排出量の削減を目的としているのであるから、計画段階で削減量が目標を上回っている状況では、アースプララン2017の取組による削減とカーボンの削減効果が相殺した結果が目標値に達しているだけで、十分な削減効果があったとして都民の理解を得ることは困難である。現在の経営レポートにおける温室効果ガスに関する報告では、温室効果ガスの総排出量と削減率の実績は報告されているが、アースプララン2017の取組による温室効果ガスの増加を明らかにすることができず、カーボンの削減による温室効果ガスの削減量を明らかにすることができず、都民がアースプララン2017の取組の効果を詳しく理解できるように努められたい。	令和4年度の経営レポート2022において、2021年度の温室効果ガス排出量の削減率(2000年度比)は27%削減となり、前年度から1ポイント低下したことを示した。前年度の削減率と比較し、省エネ・再エネ施策等による削減と、サービス向上や処理水量・水質等の影響による増加を分析したが、温室効果ガスの排出量は施設ごとのデータでしかなく、更に細かいデータでの分析が必要要因ごとの増減量は推計でしか算定できないため、削減率の内訳は記載せず、増減の要因について記載した。 なお、令和5年3月にアースプララン2023を策定しており、経営レポート2023以降、新たな温室効果ガス削減目標に対する実績について、下水道局の取組による削減効果と電力の排出係数による影響が分かるように記載する。	改善済
意見	1-32 (121)	未達成の計画への対応と報告について	スマートプララン2014では、令和2年度までに総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー等の割合を16%とすることを目標としていたが、実績値はこれを大きく下回る11.5%となっていた。しかし、スマートプララン2014で掲げた、再生可能エネルギー等の割合を令和2年度までに16%とする目標を達成できていないこと、令和6年度までの残りの4年間で20%まで引き上げるための具体的な見通しについては、経営レポート2021では報告されていない。スマートプララン2014における再生可能エネルギー等の割合の目標達成までの過程について、都民が詳しく理解できるように、当初の計画と実績値が異なる場合には、令和6年度までに20%以上を達成するための道筋を明らかにし、経営レポート等により都民に報告されたい。	経営計画2021では、総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギーと省エネエネルギーの割合を令和7年度未までに20%以上にすることを、省エネ型機器を導入した台数等を事業指標としており、令和4年度の経営レポート2022以降、その事業指標の達成状況と評価を記載している。 なお、令和5年3月にアースプララン2023を策定しており、スマートプララン2014は同計画に統合された。同計画では、都全体の計画に合わせ、これまでの総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギーと省エネエネルギーの割合を再生可能エネルギー電力利用割合に見直し、スマートプララン2014の取組に対して追加の取組を加えて数値目標を設定した。	改善済
意見	1-33 (126)	周知の対象となる利用者に直接届ける情報発信について	東京都区部では、大雨の際に下水道管の処理能力を超えて発生する浸水のみならず、道路雨水ますの上に物が置かれることで、道路の上に降った雨が速やかに下水道管に流れず、道路が冠水する等の被害が発生する。 道路雨水ますの上に物を置かないことや、都民による平時からの協力が重要となる。下水道局では、局や区役所等の所有する広報紙体により情報発信しているが、浸水被害が発生する地域に住んでいないか否かにかかわらず、全ての都民の協力が必要であることこの周知を図り、引き続き自動のお願いを行われたい。	都民に対し、浸水対策強化月間である6月を中心に、情報発信を行っている。 令和4年6月、令和5年6月には、都民の目に留まりやすい街頭のデジタルサイネージや都営地下鉄の車内モニター、都営バスへのラッピング等による情報発信を行った。 通年では、都民への更なる周知を図るため、局ホームページ等による情報発信を行っている。都民に利用されている東京アメッシュユにおいて、バナナから局ホームページへ誘導する等、幅広く都民に見てもらえるような情報発信を行っている。 今後も同様の取組を継続して実施していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-34 (130)	東京メトロの関連費用の開示について	<p>精度の高い降雨情報を入力することで、下水道事業がより円滑に実施できることは期待できるが、東京メトロは、構築費と維持管理費を合算したトータルコストで、おおむね年間160百万円のコストが掛かっている。</p> <p>都には、東京メトロが稼働する昭和63年以前は、気象庁からの降雨情報のみで下水道事業を運営していた実績がある。その時点に比べて、東京メトロの設置目的である、雨水ポンプの運転支援による、洪水の防除等の効果がどの程度あったのか、平成28年度から運用を開始した新システムにより、どの程度の追加的な効果が得られているのか、それは年間160百万円のコストに見合うものなのか、説明していく必要がある。設置による効果とシステム構築費に加え、維持管理費についても併せてホームページなどで情報提供されたい。</p>	<p>令和4年7月21日に、東京メトロのホームページ内に使用方法ページに「レーダー諸元表へのリンクを追加し、レーダー諸元表内にある使用ページに「維持管理費」を加え「維持管理費」を掲載した。</p>	改善済
意見	1-35 (135)	再開発事業に伴う賃貸収入見込みについて	<p>常盤橋街区の再開発により、新設D棟、新設民間B棟で賃貸収入が生じる見込みであるが、賃貸収入見込みは、現時点において未定とのことである。今回の再開発では、都は権利移転による権利取得となるため、建設費等の負担もなく新設D棟の所有権と新設民間B棟の共有権を取得することもあり、当地区の民間との連携による再開発の意義と、権利保全に関する事項に検討対象が絞られた事情も考えられるが、本件により生じる収支への影響を確認することは重要であり、賃貸収入見込みを、事業計画検討時点で算定すべきであったと考ええる。今後、同様の事務を行う際には、留意されたい。</p>	<p>理段階では、再開発事業に参画するような事案はないが、今後、同様の事案がある場合は、収支等の影響を確認するためコンサルタント等の専門機関に試算を求めた上で、参画の可否を検討する。</p>	改善済
意見	1-36 (135)	TGSにおける本社賃貸借見込みについて	<p>常盤橋街区に所在する日本ビルに入居しているTGSは、常盤橋街区の再開発により、令和4年7月末までに新設D棟に移転する予定であるが、下水道局は賃料見込み額をTGSに通知していないことから、TGSでは次年度の本社賃貸借見込みが不明な状態となっている。令和2年度のTGS本社賃貸借料は181万円であったが、今回、監査で下水道局に確認したことであつた。このように2倍程度が予定されることと、通常であれば、通常の増額は、経営に大きな影響を与えることから、慎重に検討が行われるものと考え、TGSの前に、慎重に検討が行われることと活動させるためには、経営判断を、名実ともに独立事業体として活動させるためには、経営判断に必要となる重要な情報は、適時に通知されたい。</p>	<p>令和4年度は、日本ビルから銭瓶町ビルディング(D)棟への移転があり、令和4年3月に、4月から7月までの日本ビル使用料について通知した。</p> <p>移転後のD棟使用料については、使用許可手続時点で算定するため、確定額ではなく試算額として通知した。</p> <p>令和4年6月には、7月以降のD棟使用料について通知を行い、令和5年度分の使用料については、令和5年2月に通知を行った。</p> <p>今後も、経営判断に必要な重要な情報は、事業計画へ反映できるよう、すみやかに通知する。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-37 (139)	下水道に関する調査・研究費の開示について	下水道局においても、TGS)においても、下水道に関する調査・研究の予算は、他の事業と同様に、担当部門の要望に基づき、他の事業等との調整の中で定められている。現状の事業費と人員を調査したところ、経年推移からは異常はなく、また、調査・研究内容についても、早期に実用化されるものが大半であり、実務に紐付いていると評価できる。これらは、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプラン2021などに掲載されていること、情報が開示されている。しかし、調査・研究に要した費用について、経年推移が把握できるような情報は開示されていない。調査・研究活動状況の外部への情報提供として、今後、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプランなどを策定する際には、調査・研究費の経年推移が把握できるよう合わせて掲載するなど、情報開示を行われない。	調査・研究費の経年推移を開示できるようにするため、現技術開発推進計画及び現経営戦略アクションプランの初年度である令和3年度及び令和4年度の費用の把握を行った。今後、同様の取組を継続するとともに、現計画及び現アクションプランの計画期間中における調査・研究費について、経年推移が把握できる情報を、次期計画及び次期アクションプランなどに掲載していく。	改善中
意見	1-38 (143)	広報イベント等のオンライン開催について	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、下水道事業への理解を深めるための施設見学、イベントや学習事業の多くが中止され、一部の事業については動画等による情報発信を行った。令和3年度以降についても継続して実施するほか、その他の事業についても、オンライン開催への代替を予定又は検討中とのことである。下水道関連の各種イベントにおいても、オンラインイベントのような、非接触かつ双方方向のコミュニケーションが可能な手段やツールを積極的に導入し、外部環境や想定される参加者の状況に応じて使い分けの体制とされた。また、オンライン化に当たっては、各地域の水再生センターの施設見学の受入中止時の代替手段としての利用も想定して、各地域の施設の特性を活かしたコンテンツの取り込み等も考慮された。	広報イベント等においては、引き続き、体験を通じて美感が得られる現地でのインフラ見学ツアーを実施するとともに、施設の特性を活かして、令和4年1月に有明水再生センターのweb施設見学を開始し、下水道幹線及び水再生センター工事現場のほか、水再生センターなどのオンライン見学会も実施している。また、「下水道展'22 Online」等のオンライン広報イベントなど、様々なコンテンツを積極的に導入し、外部環境や想定される参加者の状況に応じて使い分けて実施している。	改善済
意見	2-1 (150)	雨天時水質について	下水道法施行令の雨天時放流水質基準について、区部では令和5年度未までに、合流式下水道からの雨天時放流水質を、処理区平均BOD40mg/L以下としている。現状では、合流式下水道を採用している9処理区のうち、新河岸処理区では44mg/Lを超えており、また、森ヶ崎処理区は40mg/Lを越え、今後順次、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する貯留施設を整備されたい。なお、経営計画2021における「処理区平均」との記載では、9処理区の平均との誤解を招くおそれがあるので、今後同様の記載をする際には、誤解を生じさせないよう記載されたい。	令和4年度未までに貯留施設等を累計150万m ³ 整備した。令和5年度未までに、下水道法施行令への対応に必要な貯留施設等の整備を完了する予定である(累計170万m ³)。「処理区平均」という表現は、令和4年10月発行の経営レポート2022及び令和5年10月発行の経営レポート2023において「処理区内平均」と記載した。今後も同様の記載を継続して実施していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京サードビス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (159)	下水道局との下水道料金徴収業務に関する情報交換について	<p>下水道料金の算定及び徴収業務は、下水道局との間に「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」を結び、下水道局に委託している。本協定は、地方公営企業法第13条の2で規定されている事務の委任に当たり、下水道局は委託された事務については、自己の名と責任において権限を行使し、下水道局は、その限りにおいて権限を失うものである。当該徴収業務の委託に伴い、下水道料金の会計上の処理については、下水道局からの報告及び納付状況に基づいて行われている。</p> <p>このため、本協定第7条により、下水道料金徴収委託業務について両局間で連絡調整を図るため、委託業務連絡協議会を置くことが定められており、既に様々な情報交換が行われているところであるが、今後も引き続き、情報交換を行われたい。</p>	<p>下水道料金徴収委託業務について、水道局との情報交換を行うため、委託業務連絡協議会を開催するとともに、日常的に連絡調整を行っている。今後も引き続き、情報交換を行っていく。</p>	改善済
意見	2-3 (159)	下水道事務所における債権管理について	<p>中部下水道事務所においてヒアリングを行った結果、管理すべき未収債権は少ないのが現状である。中部下水道事務所においては、3月3日提出される未収金残高表のうち、納付期限が超過しているものに対して、確認日時点の収入徴収簿の情報と突合し、過去の未収金残高表の情報を手書きで更新することにより、債権管理を行っていた。</p> <p>システムの仕様を確認したところ、収入徴収簿の画面において、参照時点での未収金残高表を出力できることが判明した。管理すべき未収債権は少ないが、列挙性の観点から、現時点の未収金残高表を出力することにより、下水道使用者に対する連絡など、催告を行うことが望ましい。</p> <p>各下水道事務所における債権管理事務の方法について、改めて確認するとともに、システムの利用方法や債権管理事務の標準的な手続について周知することを検討されたい。</p>	<p>令和4年3月に、システムから最新の未収金残高表を出力する方法や、債権管理事務の標準的な手続について、文書により各部署に改めて周知した。</p> <p>また、令和4年度から、下水道局業務監察において各部署にヒアリングを行い、債権管理事務が標準的な手続で行われていることを確認している。</p> <p>引き続き、下水道局業務監察を通じ確認を行う。</p>	改善済
意見	2-4 (164)	財政収支計画の検証について	<p>経営計画における財政収支計画は、下水道料金改定の必要性を判断する重要な資料となっているが、経営レポートにおいては、決算との比較が増減額の算出にとどまり、その要因分析についての説明がなされていない。</p> <p>今後は、財政収支計画の精度を更向上させるために、計画期間の中間時点での計画と決算との比較分析などを、次期経営計画の財政収支計画の改正に反映することを検討されたい。</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の財政収支計画と実績の増減比較及び増減要因について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、それぞれ分析を行った。計画と決算の増減比較及び増減要因の分析については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。</p> <p>また、令和6年度には、経営計画2021の財政収支計画の中間評価を実施するとともに、令和7年度には、中間評価の結果について、次期経営計画の財政収支計画に反映する。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (166)	計画期間中に乖離があった場合の財政収支計画の見直しについて	<p>経営計画策定時において、財政収支計画、計画期間の最終年度の最終資金過不足額に、大きな過不足がないことが料金改定の判断基準の一つとなっており、その点においても財政収支計画は、財政運営のかじ取りを行う上で重要な情報となっている。一方で、将来推計には一定の限界があること、経営環境の変化に伴い計画策定時に掲げないことは、当然にあり得ることである。そのような場合には、従前の計画を維持することなく、新たな前提条件に基づき計画を修正する必要がある。</p> <p>今後、東京都下水道局アドバイザリーボードに対して、経営計画2021の計画期間における実績報告を行う際に、財政収支計画における計画対実績の進捗度が著しく乖離している場合においては、その要因の説明を行った上で、計画の修正の是非を含むその後の対応について、意見や助言をいただくよう検討されたい。</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の財政収支計画と実績の増減比較及び増減要因について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、それぞれ分析を行った。計画と実績の増減比較及び増減要因の分析については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。</p> <p>上記の分析の結果、収支が極端に悪化した場合は、計画の補正の是非を含むその後の対応を検討し、アドバイザリーボードに対して報告を行うとともに、委員から意見や助言を聴取する。</p>	改善済
意見	2-6 (170)	調査基準価格を下回った場合の調査票等の提出辞退理由の調査について	<p>低入札価格調査制度に係る調査マニュアルでは、調査対象者から調査資料の提出がなければ失格となるが、調査票等の提出辞退理由については、特段の手続きは規定されていない。</p> <p>例えば、「落合水再生センターへみみやぎ水再生センター間送泥管その3工事」は、第1回目の入札に対して27者応募し、そのうち26者が、全員調査基準価格を下回り調査票等の提出をしなかったため、全員失格となった。本案件のように、1者を除き全員調査基準価格を下回り、調査票等の提出を辞退するというのは、低入札価格調査制度の運用の厳格化が影響している可能性があるといえる。好ましくない。このように、応募者の大半が調査基準価格を下回る応募をした場合など、競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、関係部局と情報共有を行い、適切な競争性の確保の観点から、総合評価方式の適用拡大など、既存制度の活用を含めた幅広い検討が可能となるよう、改善策を検討されたい。</p>	<p>令和4年度、低入札価格調査制度の対象154件に対し、10件に総合評価方式を適用した。</p> <p>下水道局品質・コスト委員会において令和4年度の実施結果を報告するとともに、令和5年度に向け、低入札価格調査制度適用案件に対し、競争性と品質確保の両立を図るため、総合評価方式の適用拡大を指示した。</p> <p>低入札価格調査において競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、契約事務協議会を活用し、財務局及び関係各局と情報共有を行う。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (171)	低入札価格調査制度の調査票等の運用について	<p>低入札価格の調査は調査マニュアルに基づき実施されているが、実際には事業者は調査票等を提出せず、失格となつていくケースが見受けられる。マニュアルを見るとき、様式1～17及び確認資料の提出を求めただけでなくヒアリングを行うとあり、低入札価格調査に当たって調査票等を提出しないのは、事業者に負担感があるためだと考えられる。</p> <p>都は不当なダンピングを防ぐという観点から、厳格な低入札価格調査を実施することにより、最低制限価格と同様に、失格となる事業者への注意喚起を促すという考え方である。しかしながら、低入札価格制度であっても、事業の実施可能性と品質が確保されるのであれば、本来の競争性を充足させることとでトータルコストの削減につながる可能性も否定し得ないことを考える。</p> <p>結果として低入札価格調査票等の提出が極めて少なく、入札に参加した事業者がそのまま失格になってしまうことにより受注の機会を逸するのには、競争性の確保の観点からは好ましいことではない。</p> <p>下水道局は、より一層の競争性を確保し、低入札価格調査制度の運用については実効性を得るために、低入札価格の調査票等の提出状況を関係部局と情報共有するとともに、そのための方策を検討された。</p>	<p>令和4年度、低入札価格調査制度の対象154件に対し、10件に総合評価方式を適用した。下水道局品質・コスト委員会において令和4年度の実施結果を報告するとともに、令和5年度に向け、低入札価格調査制度適用案件に対し、競争性と品質確保の両立を図るため、総合評価方式の適用拡大を指示した。</p> <p>低入札価格調査において競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、契約事務協議会を活用し、財務局及び関係各局と情報共有を行う。</p>	改善済
意見	2-8 (179)	辞退者のフォローアップについて	<p>下水道局では、入札の辞退者について辞退理由をシステム上で確認しており、その中で最も多い「配置予定技術者の配置困難」に対しては、配置要件等の緩和を行っていることは評価される。一方で、配置予定技術者の入力項目として設けられており、不調後のフォローアップなどの参考資料として活用されているのであれば、一定の対応はされたいと考える。</p> <p>下水道局は、今後も継続して、入札辞退理由について更なるフォローアップを確保することが求められる。そのためには、入札辞退が多少競争性を確保することとを落札されたとしても、入札参加者が十分に確保されなかった案件として、発注のタイムリミットや業者の業務対応への配慮等について、事業者が今後より一層、入札に参加しやすい環境づくりに資する検証を行ってほしい。</p>	<p>令和4年3月に、新たに令和8年度までの指標を設定し、「施工時期等の平準化」の取組を推進し、事業者が入札に参加しやすい環境を構築した。</p> <p>工事については、現場の稼働状況に着目し、年間を通じた工事量の繁閑の差をできるだけ小さくする取組(工期12か月未満の債務負担行為等の実施)を行い、設計等委託については、履行期限が第4四半期に集中している状況を踏まえ、「11月から3月に履行期限を迎える件数の割合」を低減する取組(工期12か月未満の債務負担行為等の実施)を行っている。</p> <p>引き続き、下水道局品質・コスト委員会において、平準化データに基づき、発注のタイムリミットや業者の業務対応への配慮について検証を行っていく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (186)	企画管理補助業務の活用について	<p>下水道局では、庶務事務センター運営の基幹となる業務は庶務事務処理補助業務であり、この基幹業務を効果的かつ効率的に行うための重要な業務として、企画管理補助業務を委託している。仕様書には企画管理業務を補助することが記載されているが、業務要件を見ると、その一部について受託者は、下水道局と同じレベルで業務を遂行し、民間ならではの提案をすることが求められるように受け取れる記載となっている。下水道局は企画管理補助業務の業務要件について記載内容を見直し、仕様書に誤解のないように、受託者との役割分担を含めて、丁寧な説明を記載することを検討されたい。</p>	<p>令和4年度契約の仕様書において、「事業計画等の策定に関する事務」と「事業計画・目標管理に関する事務」を統合し、受託者の役割分担と具体的な業務内容を明確にするため、見直しを実施した。当該仕様に基づき、各業務の作業スケジュール管理、課題管理等の支援が履行された。令和5年度においても引き続き、当該仕様に基づき履行されている。</p>	改善済
意見	2-10 (187)	企画管理補助業務におけるリスクマネジメントの活用について	<p>下水道局は、企画管理補助業務の中でリスクマネジメントと情報セキュリティマネジメントを定めている。この業務の成果物として業務報告書の提出を受けてはいるものの、受託者との間で課題認識の共有化を図っていないこととどまっており、次のアクションにつなげていない状況にある。</p> <p>仕様書では、リスクマネジメントは下水道局と受託者が協力して行うものであり、その実施に当たっては、双方の協議によりリスクの発生率及び発生した場合の損失を最小限にとどめ、効率的で円滑な事業実施を実現することが求められている。そうであれば、受託者の実施内容の中で有益な取組がある場合は、現在行っている職員研修や下水道局BCP、システムに係る緊急時対応訓練等への展開等、受託者のリスクマネジメント実施内容の活用を検討されたい。</p>	<p>受託者が実施したリスクマネジメントの取りまとめ及び局内での同様の取組の情報収集を行った。庶務事務センターで実施している有用な取組の具体例「庶務事務センターにおける給与事務の継承」について、令和5年3月23日開催の事務の継承推進会議において局内周知した。今後、新たな有益な取組を行った際には、局内周知し、活用していく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-11 (188)	<p>下水道局は、仕様書で庶務事務処理補助業務におけるサービズ水準を設定している。庶務事務処理補助業務は、旅費・給与・福利厚生・基本情報整理の4区分に分けられており、受託者が、業務ごとにサービズ水準を維持できないうちは、受託者に必要な改善措置を勧告でき、受託者は直ちに改善措置を講じ、その内容を書面で報告することになっている。サービズ水準は、業務の未完了率、審査補助の誤り率及び庶務事務センター職員の満足度が設定され、このうち、審査補助の誤り率は1%未満とされている。下水道局では、サービズ水準の判断基準は、一定期間(1か月単位)の審査補助について算定した結果で判断していることである。そして、この期間のサービズ水準が基準を下回っていないので、改善の勧告をしていないとしている。</p> <p>そこで、令和2年度の給与の誤り率について確認したところ、年間では2.26%である。これを月別に見ると、令和2年4月では4.56%、令和3年3月が3.51%と1%を超えている。仕様書では、審査補助の誤り率を業務ごとに計算されるものと記載されており、審査補助業務全体を対象としているとは明記されていない。下水道局は、仕様書に誤解のないように丁寧な説明を記載された。</p> <p>審査補助のサービズ水準を向上させるためには、下水道局は、少なくとも給与の審査補助の誤り率を下げる対応策を、受託者に求める必要がある。仕様書における審査補助の誤り率における業務範囲を明確にするとともに、受託者に必要な改善措置を勧告するかどうか、その判断の要否を検討されたい。</p>	<p>委託仕様書に記載の審査補助の誤り率の定義について、定められた処理期間内における総審査補助実施数に対する差戻し数と明確に記載の上、令和4年度契約より適用している。サービズ水準のあるべき水準については、第118回大都市下水道会議にて、他自治体へのアンケートを実施し、サービズ水準を設定している4自治体へのアンケート回答結果及びヒアリング内容を集計・分析した結果、当局で設定している水準は、他自治体と同水準であった。</p> <p>この調査結果を踏まえ、サービズ水準は現状のまま維持することとした。あわせて、更なる質の向上に向け、誤り率の発生時の対応について、令和5年度契約の仕様書に、業務報告において、誤り率の内容や影響範囲、改善点等を報告させ、改善実施後には報告し、承認を得ることを明記した。</p>	改善済	
意見	2-12 (194)	<p>TGSの売上総利益の大部分は、都との契約を要因とするものである。ここで、都との契約は、全て特命随意契約で行われているので、契約金額は予定価格を上限として、TGSが都に提出している見積書をベースに決定される。都は、TGSの売上総利益について、現状では、都とその他のそれぞれの契約で生じる売上高は把握できず、売上原価を把握して下水道事業を執行し、又は提案し、都とTGSは、都と協働して下水道事業を行ういく政策連携団体である。また、都は、政策連携団体であるTGSの財務状況や契約ごとの利益率等を把握できる立場である。以上より、都はTGSに対して、都との契約から生じる売上総利益を計算するよう指導の上、その内容を把握し、TGSの売上総利益の発生要因を分析されたい。</p>	<p>令和2年度及び3年度における、TGSの事業別売上原価等の資料や局内各部署の資料に係る設計費用等の資料を基に、都との契約に係る売上総利益及び売上原価、一般管理費の事業別収支及び利益の発生要因の分析を行うとともに、分析案をTGSと情報共有し、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導した。</p>	改善済	

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び株式会社下水道サービスの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-13 (196)	直営と比較しての経費の削減効果の検証について	平成15年度の包括外部監査の意見によると、出張所業務について、直営よりも委託の方が155万円安く、従業員120人で計算すると、約1億8千万円(155万円×120人)の経費が削減できるとしている。本業務については、令和元年度の千代田出張所によって、23区全てが外部委託になったこととあり、本来、その時点で、経費の削減効果を検証すべきであった。今後、当初の予定どおりの経費削減がなされたかどうかについて詳細に検証されたい。	出張所業務委託の経費削減効果を検証するため、令和2年度の出張所業務について、下水道局直営で実施した場合の試算を行った。試算金額と令和2年度の委託契約金額を比較した結果、直営よりも委託の方が1人当たり105万円安く(直営1人当たり784万円、委託1人当たり679万円)、従業員367人で計算した場合、約3億8千万円(105万円×367人)の経費削減効果が得られていることを確認した。なお、経費差額に関する平成15年度と令和2年度の1人当たり差額50万円(平成15年度155万円、令和2年度105万円)は、下水道局職員の平均年齢が下がったことによるものであることを確認した。	改善済
意見	2-14 (197)	効率性の検証について	経費の削減効果の検証においては、単純に直営と委託との1人当たりの人件費だけではなく、委託業務自体についても、業務範囲を拡大することによるスケールメリットにより、効率性が向上していると考えられる。特に、単位当たり本社経費(間接経費)については、業務範囲を拡大することにより確実に削減するはずである。つまり、平成16年度と比べて令和2年度は、スケールメリットを享受し、効率性は向上していることとなる。今後、直営との比較に加え、委託業務の時系列的な比較も実施されたい。 なお都では、平成22年度まで、諸経費率を「下水道施設維持管理積算要領一処理場・ポンプ場施設設備一(公益社団法人日本下水道協会)」に基づいて算定していたが、その際の計算式は、業務原価(直接業務費など)が大きくなることと、諸経費率が削減するように算出され、業務原価が10億円以上となると、諸経費率が一定となる計算式であった。平成23年度以降は、この要領は使っていないが、今後効率性を検証する際には、平成22年度までの考え方なども利用されたい。	出張所業務委託の効率性を検証するため、令和4年3月にTGSより出張所業務の売上原価等の資料の提出を受けた。その提出資料から一般管理費の割合や一人当たりの内訳を時系列的に比較・分析した。その結果、平成20年度を基準とし、売上原価の増加率に対して、一般管理費の増加率が低下しているかどうか(スケールメリットが働いているかどうか)を確認したところ、平成20年度から平成21年度は漸増しているが、それ以降はおおむね同等の値となっている。 令和3年度から適用している「下水道施設維持管理積算要領一管路施設設備一(公益社団法人日本下水道協会)」に示されている諸経費率の考え方(業務原価が30億円以上の場合は、諸経費率が一定率の7.5%となる計算式)に対し、出張所業務におけるTGSの諸経費率は、区部全域23出張所の受託となった令和元年度以降、7.6%~8.2%(業務原価は30億円以上)で推移していることを確認した。当局としては、積算要領とおおむね同等の値となっていることから、一定程度のスケールメリットによる効率性は維持されていると考えられており、TGSに対して、諸経費率の低減について、引き続き指導していく。	改善済
意見	2-15 (197)	契約額の妥当性について	今回の監査においては、人員配置数=事業規模と仮定し、契約額の妥当性を検証した。一人員当たり契約額は、特に平成21年度以降、増加傾向にあることの結果となった。人員のシフト等の問題もあるものの、一概に、人員配置数=事業規模とは言えない面もあるが、規模の拡大に伴って、本社経費などの間接費についてはスケールメリットによる効率性の向上が期待できるが、実際には契約額の削減に結び付いていない可能性は否定できない。都としては、契約額の妥当性について検証されたい。 なお、契約額の妥当性の検証の結果、契約額を見直す場合については、例えば、TGSの過去の業務の実績などを参照されたい。	出張所業務委託の契約額の妥当性を検証するため、令和4年3月にTGSより出張所業務の売上原価等の資料の提出を受けた。その資料から一般管理費の項目及び内容や出張所職員一人当たりの一般管理費を時系列的に比較・分析した。その結果、出張所業務におけるTGSの諸経費率は、令和3年度から適用している「下水道施設維持管理積算要領一管路施設設備一(公益社団法人日本下水道協会)」に示されている諸経費率の考え方(業務原価が30億円以上の場合は、諸経費率が一定率の7.5%となる計算式)に対し、区部全域23出張所の受託となった令和元年度以降、7.6%~8.2%(業務原価は30億円以上)で推移しており、おおむね積算要領とおおむね同等の諸経費率であった。 一方、TGSの直接人件費は、直営と比較し相対的に低く、TGSは受託業務の履行において、企業努力によって直接人件費を抑制しているものと考えられる。局では引き続き積算を適切に実施し、諸経費率の低減についてもTGSを指導していくとともに、業務ごとの利益率等の分析をTGSと情報共有し、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-16 (200)	委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映について	<p>契約金額に関して競争が行われにくい特命随意契約を継続する際には、一定の経済性を維持し、更に向上させるために、次のような対応が必要となる。</p> <p>まず、設計金額の積算基準等と実際の平均的な実績等との差異の調査、分析を行っている実態調査を拡充し、より一層、実態に即した積算基準等となるようにすることである。また、委託業務に係る業務効率化の観点からの調査に加え、各施設の実績に関する分析を深めることにより、積算基準等の見直しだけでなく、委託業務効率化の先行事例やヒントを収集し、各施設で共有することも重要である。</p> <p>次に、委託業務自体の効率化やコスト削減を、体系的、計画的に進めることである。そして、委託業務の仕様書で位置付けた上で、値各年度の委託先の業務計画に効率化の取組項目や管理指標、目標値などを設定させ、業務報告等を通じて取組の進捗を管理することが考えられる。</p> <p>積算基準等のうち、可能な費目については、各施設独自の実績や取組結果を反映できるように積算基準等やその運用を見直すことについても検討する必要がある。同時に、委託元としては、各施設の委託先での取組を適正に評価してインセンティブを付与するよう、工夫し、その状況を管理、指導していくことが重要である。委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映により、継続的な特命随意契約においても一定の経済性を確保し、向上させることができよう、上記のような取組に関する仕組みを構築されたい。</p>	<p>令和4年度は、令和3年度に実施した「施設管理業務歩掛り等実態調査委託」に基づき、「現場間接費」など、積算基準等に係る一部の費目を前倒して改定した。</p> <p>令和5年度は、令和2年度から4年度までの委託業務の実績及び委託先からの改善提案80件を取りまとめ、業務効率化に向けた効果分析を調査項目として整理し、「令和5年度積算基準等実態調査委託」に盛り込み起工した。</p> <p>今後は「令和5年度積算基準等実態調査委託」で行う実態調査や、業務効率化に向けた効果分析結果を踏まえ、令和6年度上半期までに積算基準等を改定し、令和7年度の管理業務委託から反映させる。</p>	改善中
意見	2-17 (202)	都とTGSとの契約金額について	<p>下水道局は、TGSが外部に委注した契約について、政策連携団体でありTGSに対して指導監督する立場から、人件費単価など、相当程度の実際のコストが把握可能である。また、市場の実勢などを的確に反映した見積金額をTGSに提出させることも可能であると考え、他の業者に対するものと同様に、下水道事業において一般に用いられる公益社団法人日本下水道協会を依頼して積算を行い、予定価格としている。</p> <p>しかし、現状の方法では、利益剰余金がTGSに累積し、TGSでの税の支払や内部留保、株主への配当原資などに充当されることとなり、下水道使用料の適正な算定の見地から、検証する必要があると考え、TGSの過去の業務の累積などを反映した積算を行うことや、外部への委託契約の一部を都と都以外の株主の理解のもと、売上総利益などの利益構造を考慮しつつ作成することの指導することなどにより、利益剰余金がTGSに累積することのないよう、事務の見直しを検討されたい。</p>	<p>令和4年度に、令和2年度及び3年度におけるTGSの事業別売上原価等の資料や局内各部署のTGS委託案件に係る設計費用等の資料を基に、都との契約に係る売上総利益及び売上原価、一般管理費の事業別収支の分析を行い、売上総利益等の発生要因を把握した。</p> <p>この分析を踏まえ、局では引き続き積算を適切に実施するとともに、分析案をTGSと情報共有し、TGSに対して、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導していく。</p> <p>さらには、都との直接契約については、当該分析及びTGSが直接行う下水道プラント設備の維持管理業務との関連性を考慮した結果、TGSが再委託している業務のうち、「臭気分析調査」及び「台員設備保守点検」は、都との直接契約が可能と判断した。</p> <p>都との直接契約が可能と判断した業務について、令和5年度に予算措置・設計作業を行い、令和6年度から、直接契約に変更していく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サーピス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-18 (207)	民間事業者が整備し引き継いだ施設の会計処理について	下水道局では、大規模な施設整備には長期間を要するので、一部完成した施設を暫定的に稼働させるなどして、効果を速やかに発揮させる工夫を行っている。渋谷駅東口雨水貯留施設は、大規模再開発の機会をとらえ、地下街の浸水対策を目的として、渋谷駅東口の地下に1時間75ミリの降雨に対応した雨水貯留施設を整備した。当該施設は、下水道法第16条に基づいて、土地区画整理事業共同施行者の東急株式会社と独立行政法人都市再生機構が整備し、令和2年8月に、下水道局が引き継いで維持管理を行っている。当該施設は、雨水貯留施設とそこに雨水を導く複数の取水管で構成されており、全ての工事完了後、一括して引継ぎを受け、下水道局施設として供用開始することを予定していた。しかし、他企業理設物の影響により、全体工事の完了時期を延伸することとなったため、早期効果発現の観点から、施工段階で一部先行稼働を決定した。その後、全ての施設の工事を行う予定とのことであるか確認した上で、一括して固定資産の計上を行う予定とのことであるか、工事の進捗状況や、当該施設の固定資産計上の際に必要な帳簿原価(取得価額)等の情報を、事業者から可能な限り収集することに努められた。	令和4年度に、東急株式会社に対し、固定資産計上に向けた雨水貯留施設の整備に要した費用の算出を依頼した。工事の進捗については、令和5年9月の完了を予定していたが、少なくとも2年延期(令和7年9月以降)となることを確認した。固定資産の計上は、当初、全ての施設の工事完了後に一括して行う予定であったが、工事延期に伴い検討した結果、固定資産計上が可能な施設については、令和5年度決算で計上することとした。このため、令和5年度は、当局が引継ぎを受けた雨水貯留施設の整備に要した額を算出し、固定資産計上に向け、内訳を精査している。また、会計処理については、繰延収益(長期前受金)を計上することとし、詳細については、引き続き検討を進める。工事の進捗状況を確認している。	改善済
意見	3-1 (224)	受益者への説明責任について	下水道局は、流域下水道事業に係る経営努力によるコスト削減効果が、市町村負担金に適切に反映されているかについて説明責任があると思われる。一方、市町村の下水道料金は、「市町村負担金+各市町村独自の下水道処理コスト」により計算されるものであるから、流域下水道を利用する各市町村は、受益者負担の観点から、流域下水道サーピスの維持継続のためには、それらに係るコストを適正に負担する責務があると考えられる。今後とも、市町村による「適正負担」とそのための下水道局の「説明責任」を、引き続き果たしていく必要がある。そのため、市町村と情報共有を図りながら、必要十分な説明内容や説明方法等を継続的に検討されたい。	令和4年度は、建設負担金及び改良負担金について、市町村への説明会を2回開催した。5月の説明会では、令和3年度決算及び令和4年度執行計画を、12月の説明会では、令和4年度決算と個別にミーティングを行った。また、維持管理負担金については、令和4年8月下旬から10月上旬にかけて、30市町村と個別にミーティングを行った。ミーティングでは、流域下水道事業の令和3年度決算と維持管理費の現状を説明するとともに、意見交換を行うなど、きめ細かな情報共有を図った。令和5年度も同様に、建設負担金及び改良負担金についての説明会を年2回開催し、維持管理負担金についての個別ミーティングを実施した。令和6年度以降も説明会を開催するなど、適時適切に市町村に情報提供していく。	改善済
意見	3-2 (229)	雨水貯留施設などの施設規模が必要十分であることの見える化について	下水道事業は極めて巨大なインフラ事業である。施設の整備に当たっては、多額の国費及び都費が投入されており、その規模が必要十分であるのかについて、都には都民に対する説明責任があることは言うまでもない。都は、経営計画の公表などで、合流式下水道を改善する施設の事業費や施設規模を公開していたが、その施設規模が適正かどうか分かる資料は掲載されていなかった。今後は、合流式下水道の改善についての施設規模が必要十分であることについて、都民に分かりやすいようにホームページでの掲載方法を検討されたい。	合流式下水道の改善について、施設規模が必要十分であることを、都民に分かりやすく説明できるように、令和4年7月に、下水道局ホームページに緊急合流改善事業の事後評価結果を掲載した。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-3 (231)	過年度減価償却費の再発防止について	流域下水道本部では、令和2年度に、減価償却費の事務処理の過誤により過年度修正を行い、結果として、一般会計より過年度相当分の流域下水道管理費繰入金を繰り入れられている。その経緯は、八王子水再生センターの資産にかかり過年度の減価償却費が発生したことと、建設仮勘定の稼働漏れにより過年度減価償却費が発生したこと、リース資産の過年度減価償却費計上漏れによるものため、過年度減価償却費の計上はやむを得ないが、本来、各会計年度における歳出は、当該年度の歳入をもって充てるべきであることから、過年度減価償却費を発生させない取組が必要である。ダブルチェックや事務処理手順のステークホルダー管理の徹底等の再発防止策を徹底されたい。	固定資産への計上を適切に行うため、令和3年度決算事務において、ダブルチェック等の再発防止策を実施した。また、再発防止策をまとめた文書を令和4年10月21日に作成し、毎年度、確実に引き継いでいくこととした。	改善済
意見	3-4 (234)	リース資産の過年度減価償却費計上漏れについて	都は、リース会計を平成26年度から導入した。平成26年度に取得したリース資産の耐用年数は5年であったため、平成30年度に除却手続を適正に行う必要があったものの、決算手続を前年度と同様に行ってしまったため、除却手続が漏れてしまったこととある。再発防止を所管課が示しているとおりに実施するとともに、前年度手続との変更点を、更に確認徹底されたい。	令和4年3月に、リース資産の除却手順を決算事務処理マニュアルに明記し、経理部固定資産担当及び各部署担当で処理方法を共有することで、再発防止を図った。引き続き、リース会計の適切な処理方法を担当内で共有すること、再発防止を図っていく。	改善済
指摘	3-1 (236)	リース資産の振替処理漏れについて	令和元年度から2年度にかけて、リース資産に係る会計処理において、3回の誤りがあった。 ① 一年間の再リース契約を収益的支出でなく、資本的支出に計上したこと ② 令和元年度末に収益的支出に振り替へなかつたこと ③ 令和2年度末に減価償却費を計上しなかつたこと リース会計関係の誤りについては、会計担当職員のリース会計への更なる理解促進など、再発防止の取組に全力を挙げるよう努められた。	令和4年3月に、リース資産の会計処理を決算事務処理マニュアルに明記し、経理部固定資産担当及び各部署担当で処理方法を共有することで、再発防止を図った。引き続き、リース会計の適切な処理方法を担当内で共有すること、再発防止を図っていく。 なお、令和3年度決算作業において、本件会計処理に係る修正を行った。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (240)	清瀬水再生センターの処理能力の適正化について	<p>清瀬水再生センターの処理能力に余裕が大きくなった原因を担当者にはヒアリングしたところ、①清瀬市等の人口の伸びが予測より少なかったこと、②節水トイレの普及によること等を例示した。清瀬水再生センターは、施設能力が下水道法に基づき策定された。清瀬水再生センターは、当初、平成9年の流総計画の計画下水水量、534,900㎥/日を目標に整備されていたが、平成21年の流総計画で534,900㎥/日を目標に整備された。計画下水水量320,100㎥/日へと下方修正された。今後、既存の処理施設は、実績の流入水量とともに、流総計画で定めた計画処理水質等も考慮しつつ、窒素やりんが除去できる高度処理へ再構築される。その際には、従来よりも時間をかけて下水処理することになり、結果として処理能力が下がるとのことであった。今後、清瀬については、平成21年の流総計画に基づき、高度処理化への再構築を一層進めたい。また、今後の流総計画策定時には、関係者との調整を、より一層図られたい。</p>	<p>高度処理化への再構築については、清瀬水再生センター水処理施設3-2系に高度処理施設を導入する工事の設計を令和5年5月に完了した。経営計画2021において、高度処理施設を導入する工事は、3-1系の設備再構築工事後に、3-2系の耐震化工事と併せて行うこととしていたが、3-1系の設備再構築工事が契約不調により契約時期が遅れ、令和6年度に完了予定となったため、3-2系に高度処理施設を導入する工事は令和7年度に発注予定である。流域別下水道整備総合計画(流総計画)については、令和4年度に、流総計画の基となる国の東京湾流総基本方針の策定に向けた検討委員会等に参加した。今後は、基本方針に基づき、清瀬水再生センターの適正な施設規模が定められるよう、関係者と調整を図っていく。</p>	改善済
意見	3-6 (246)	震災時のバックアップ機能の強化について	<p>多摩川を挟む二つの水再生センターを連絡管で結び、水再生センター間の相互融通機能(汚水管・送泥管・再生水管)を活用することで、震災時などに一方の水再生センターが被災した場合のバックアップ機能を確保している。しかし、連絡管のない清瀬水再生センターでは、このようなバックアップ機能は確保されていないため、震災時に処理機能が低下した場合の対応が必要である。具体的には、汚水については、耐震化を進め、運転可能な施設で処理を継続する。汚泥については、汚泥を脱水処理し、他の水再生センターへトラックで運搬する。再生水については、可能な範囲で再生水使用量を削減し、不足分は上水で補給するといった対応が想定される。これまで耐震化により確保した最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよ、放流きよ、汚泥処理関連施設などを対象に、新たに耐震化を行うことも、水再生センターの被災を最小限にとどめることにつながるが、バックアップ機能は確保されない。しかし、震災時に処理機能が低下することを想定すると、水再生センターのバックアップ機能を強化する必要がある。都は、震災時のバックアップ機能の強化策を検討されたい。</p>	<p>震災時等に汚泥処理機能が低下することを想定し、令和2年度に埼玉県と、震災時等における広域的な汚泥処理のバックアップ体制を構築しており、令和4年1月と令和5年2月に訓練を実施した。あわせて、令和4年4月に民間事業者とも汚泥処理搬出の協定を締結し、バックアップ体制を構築した。また、震災時に必要な下水道機能を確保するため、引き続き、経営計画2021に基づき、施設の耐震化を推進していく。清瀬3-2系処理後導水渠及び塩素接触槽については、耐震補強工事の設計を令和5年5月に完了した。3-2系の耐震補強工事は、3-1系の設備再構築工事後に発注予定であり、3-1系の設備再構築工事が契約不調により契約時期が遅れ、令和6年度に完了予定となったため、3-2系の耐震補強工事は令和7年度に発注予定である。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び株式会社の水務の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (247)	マンホールポンプの非常用電源の確保について	マンホールポンプは、マンホール内にポンプ設備を設置し、自然流下で排水ができない区間において汚水を圧送する設備である。そのため、令和元年東日本台風のときのように、マンホールポンプが停電等により停止した場合には、流入する下水をポンプで圧送することができなくなり、人孔内に汚水が貯留し、満水になると地上に汚水が漏れることがある。 都は令和2年度に、停電時の備えとして車載型非常用電源を1基用意し、停電時に現場へ出動する体制を整えているが、複数のマンホールポンプが同時に停止することも想定される。 したがって、都は、停電によるマンホールポンプの停止に備えるため、マンホールポンプの非常用電源の充実を図りたい。	マンホールポンプの非常用電源の充実を図るため、短期対策としては、令和4年度から、既に確保している多摩川上流幹線の加え、2台目として、あきる野幹線の車載型非常用電源を確保し、対応の強化を図った。 また、長期対策としては、多摩川上流幹線については、定置式非常用電源に必要となる機器類の仕様や用地面積等の検討を、委託により実施した。その後、必要な用地について買収交渉を進め、令和5年8月末に用地取得が完了した。令和5年中に実施設計の発注を行う。	改善済
意見	3-8 (247)	施設の安定的稼働に向けた検討について	重油・都市ガス併用型発電設備は、現在、八王子水再生センターに1台設置されているのみである。 都では、既に多摩地域の7か所全ての水再生センターと2か所のポンプ所で、非常用発電設備の整備を完了している。このため、既設の非常用発電設備を重油・都市ガス併用型発電設備に置き換えることは経済的合理性に欠けるものの、非常時における施設の安定的稼働という観点からは、重油・都市ガス併用型発電設備の整備は効果的である。 既設の非常用発電設備は、令和9年度頃から順次更新時期が到来すると見込まれている。したがって、都は、既設の非常用発電設備を更新する時期を見据え、重油・都市ガス併用型発電設備の整備による燃料の多様化を検討するとともに、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、再生可能エネルギーなどの活用による電源の多様化についても検討するなど、非常時における施設の安定的稼働に向けて検討されたい。	燃料の多様化に向け、北多摩二号水再生センターなど、更新時期を迎える各水再生センターの非常用発電設備を、重油・都市ガス併用型発電設備へ再構築する計画のスケジュールを本館内で周知し、事業を確実に実施できるようにした。 また、非常時における施設の安定稼働に向けて、北多摩一号水再生センター及び南多摩水再生センターの電力貯蔵用電池(NaS電池)の再構築について、令和6年度工事着手に向けて設計を行っている。	改善済
意見	3-9 (250)	計画的な訓練実施の周知について	「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいた、令和2年度のし尿搬入及び受入れ訓練の実施については、令和2年7月1日付の事務連絡により示されている。実施時期は、原則として令和2年11月10日と、事務連絡日の3か月以上、先の日となっており、日程調整の余裕が考慮されているが、調整がつかず、訓練未実施となった市町村があった。 首都直下地震等の大規模な災害といった危機的事象に対して、実効性のある対応力を培うためには、訓練を定期的の実施することが不可欠な。 都は、市町村に対し、計画的に訓練が実施されるよう周知された。	計画的に訓練実施の周知をするため、令和4年4月25日及び令和5年4月26日に開催した「多摩30市町村下水道情報交換会」にて、事前周知を行った。 いずれも、訓練実施の約3か月前には、市町村にメールにて事務連絡を送付し日程調整を行い、さらに、実効性を高めるため、訓練開始の1か月前に、電話にて参加の確認を再度行った。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-10 (252)	空堀川上流雨水幹線の事業効果の早期発現について	<p>流域下水道雨水幹線の整備には、設計から整備完了に至る事業期間が長期間(多摩川上流雨水幹線が11年間、黒目川・落合川流域が20年間)を要する。現在は、空堀川上流域南部地域での流域下水道雨水幹線の整備を行っている。令和元年度に事業を開始し、整備完了時期は未定であるが、9km以上の長い幹線になることなどから、長期の事業期間を要すると想定されている。しかし、近年、激甚化する豪雨を踏まえ、より早く空堀川上流雨水幹線の整備を完了し、浸水被害を軽減することが求められる。したがって、都は、空堀川上流雨水幹線について、これまでの知見を活かし、工期短縮などを検討するとともに、完成区間から暫定的に貯留管として運用するなど、事業効果の早期発現に向けた検討及び調整を実施されたい。</p>	<p>事業効果の早期発現に向け、令和4年度の実施設計で工期短縮を図る工法を検討し、他工法に比べ約5か月の工期短縮を図ることが可能であるため、これを採用した。令和4年2月には、空堀川上流雨水幹線協議会・幹事会で幹線完成区間の暫定貯留利用について情報共有を図った。また、第一工区の工事内容について、市が施工する接続管の設計に必要な情報の共有を行い、東大和市とは、接続管の施工時期、方法などについて調整を図った。</p>	改善済
意見	3-11 (257)	雨天時浸入水対策促進に向けた市町村支援の強化について	<p>多摩地域の分流入水地域は令和2年度末雨水整備率は29.0%であり、雨水管が未整備の地域が多い。雨水管未整備地域での雨水処理は、一般的に地中への浸透又は下水道以外の排水系統(道路の側溝等)を通じて河川などへ雨水排除していると思われ、近年、激甚化する豪雨を踏まえ、浸水被害を防ぐためには、雨天時浸入水対策を加速度的に行うべき状況である。都は、これまでも、雨天時浸入水対策促進会議にて各市町村に情報提供を行うなどとして連携対応を進めるほか、令和2年台風第14号接近時には、その時点で設置済みの9カ所の多機能型マンホール蓋の水位測定結果を提供するなど、市町村に対して、効率的な原因調査や対策などを促す取組を行ってきた。しかし、市町村の雨天時浸入水対策は、なかなか進んでいない状況である。各市町村により取組状況は様々であり、都より文書発出された調査結果等を踏まえた浸入水対策の要請に、積極的に対応を行っていない市町村もあった。都は、近年、激甚化する豪雨を踏まえ、雨天時浸入水対策促進に向け、広域的な見地から適切なリターナーシップを発揮し、多機能型マンホール蓋の測定結果を活用するなど、市町村に対する支援を層強化されたい。</p>	<p>令和4年5月26日、令和5年2月28日及び令和5年6月14日に、都と関係市町村が出席する雨天時浸入水対策促進会議を開催し、多機能型マンホール蓋の測定結果データを提供の上、データの分析支援や調査方法の提案などを行った。様々な降雨パターンでの浸入水データ提供を重ねるとともに、調査手法に関する技術情報の提供を継続して実施している。また、市町村の屋外流し対策や浸入水調査の取組状況を展開することで、市町村による対策を促進した。さらに、令和5年3月に、市町村向けの絞り込み流量調査手引きを都が独自に策定し、市町村に説明するなどの支援を行っている。また、令和4年4月14日、令和5年4月11日、6月21日及び7月3日の計4回、市職員が実施する屋外流しなどの接続管箇所の調査に都の職員が同行する合同現地調査を行い、発生原因特定に関する技術支援を行った。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-12 (260)	関係市との連携の継続的推進について	<p>都はこれまで、良好な水環境の創出、公共用水域の水質改善を目的に、合流式下水道の改善対策として、①汚濁負荷量の削減、②公衆衛生上の安全確保、③まきよう雑物の削減の3項目について、合流処理区(野川、北多摩一号、北多摩二号処理区)の関係市と連携して取り組んできた。</p> <p>都が実施する合流改善施設の整備は、平成25年度の野川下流部雨水貯留施設の整備をもって完了しているが、関係市においては、現在も、貯留施設の整備や下水道への雨水の流入を抑制する雨水貯留浸透事業に取り組んでいるところである。</p> <p>関係市が実施する雨水貯留浸透事業などは、合流式下水道の改善対策としての効果のほか、浸水対策としての効果も期待できることから、都は引き続き、関係市への技術支援を行うなど、関係市との連携を継続的に推進されたい。</p>	<p>都関係局及びび区市町村で構成し、都の総合的な治水対策を推進するために関連事業の推進等を行う「東京都総合治水対策協議会」において、市町村による貯留浸透施設対策の進捗状況を整理するとともに、市町村の雨水貯留浸透事業の促進に向け、各局役割分担の下、下水道局では、令和4年度に作成した浸水対策に関するパンフレットを市町村に配布し、雨水貯留浸透事業等のPRに活用していただいた。また、市が実施する雨水貯留浸透施設の設置・助成事業を促進するため、国の補助制度の活用に必要な手続等について市へ情報提供し、雨水貯留浸透事業の促進を図っている。</p>	改善済
意見	3-13 (265)	水質改善と省エネルギーを両立した技術の導入について	<p>下水処理水の水質改善と電力等エネルギー消費量の増加は、トレードオフの関係にある。水質の改善が一定程度進んできた状況においては、エネルギー消費量の精緻な管理が必要になると予想される。</p> <p>日々の状況に応じて、水質改善と省エネルギーを両立できる「デジタル技術を活用した送風量制御技術」等の新技術については、設備更新に合わせて導入を図られたい。</p>	<p>南多摩水再生センターの水処理設備再構築工事において、「デジタル技術を活用した送風量制御技術」の導入に向け、令和4年度に設計に着手するとともに、令和8年度の完了に向け、本部門で合意形成を図った。</p>	改善済
意見	3-14 (271)	処理工程全体のエネルギーコストを最適化する取組の推進について	<p>近年の維持管理費は、電力や燃料の単価上昇という外的要因もあり、高水準で推移しているため、一層の維持管理の効率化が要請される。</p> <p>維持管理の効率化の取組の一つである、清瀬水再生センターにおける下水の処理工程全体のエネルギーコストを最適化する取組は、の低減を図ろうとするものであり、平成30年度から実施されている。実施前と比較すると、トータルでのエネルギーコストを削減できる可能性が示されており、効果の検証が終了次第、実施可能な他の水再生センターへの導入を行う予定である。流入下水の水質や水量の変動などに処理水質が影響されやすいマイナスイオンも明らかになっているが、既存設備の条件が合えば、追加の支出なしに対応できる運転管理方法の工夫であり、維持管理の効率化のためにも、他の水再生センターへの水平展開に必要な検証を早期に実施されたい。</p>	<p>清瀬水再生センターにおける令和3年度の取組から得られたデータを解析し、試行機場選定に関する水再生センターへの水平展開に必要な検討、検証を行うために、プロジェクトチームを立ち上げ、検討会を3回開催した。</p> <p>清瀬水再生センターにおける令和3年度の取組から得られたデータを解析し、試行機場選定に関する提案を行ったが、現状の設備等では運転条件に適合する機場はなく、この取組には水質悪化等のリスクがあるため、省エネルギー型汚泥焼却炉の優先運転や、処理水質とエネルギー使用量の二つの指標を用いた運転管理等を継続し、エネルギーコスト削減に努めていく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-15 (272)	維持管理データベースの充実について	<p>水再生センターの日常点検、定期点検や補修工事等を実施した結果については、次の点検や補修工事等に活用することを目的として、設備データベースを用いて、設備の種別単位で各年度の工事の履歴と点検結果を蓄積している。</p> <p>現時点において、各水再生センターの維持管理対象となる主要機器は網羅されており、設備更新等に応じて機器の増減があれば、それに合わせてデータベースも追加を行っている。</p> <p>現状の当該データベースは、受託者からの点検結果等の報告を基に、表計算ソフトで作成されたものであり、維持管理や工事等関係者が蓄積された維持管理情報を効率的に活用して、適時に更新してフィードバックすることまで想定すれば、データベースやシステム機能に改善する余地がある。まずは、当面の課題と認識している。維持管理の履歴データの蓄積を着実に進めて、その活用方法や更新するデータの充実についても検討されたい。</p>	<p>維持管理の履歴データベースへの蓄積を着実に進めるとともに、新たなデータの追加・活用方法について、本館内で検討を行い、令和5年2月28日に、「下水道設備保全管理データベース取扱い要綱」を改定した。</p> <p>令和5年3月に、上記要綱を基に、汚水ポンプ等の回転機器の運転時間のデータを追加し、工事時期の判断に活用していくこととした。今後も適宜、データを追加していく。</p>	改善済
意見	3-16 (275)	新しい資源化メニュウの拡大について	<p>汚泥焼却灰については、既に100%を資源化されている。今後も安定的に資源化を継続するためには、現状の資源化メニュウにおける新たな受入先の開拓とともに、資源化の新たなメニュウを増やすことも必要である。</p> <p>流域下水道本部においては、清瀬水再生センターの汚泥分離処理システムの完成後に、副次的な取組としてりん資源化を開始する予定であるものの、現状では、りん資源を受け入れてりん酸を製造している国内の事業者が少なくないため、資源化の実現には制約があるとしており、この一方で、この取組が実現した場合、汚泥焼却灰の処分を一部代替できるものとしており、輸入に依存するりん資源化メニュウとして検討される点を考慮すれば、有効な資源化メニュウとして検討を継続する意義は、依然としてあると考えられる。このような新たな資源化メニュウの導入には、実現への制約があるものも予想されるが、海外の需給動向などをとらえ、中期的な視点で検討を継続されたい。</p>	<p>清瀬水再生センターの汚泥処理施設の再構築に合わせて導入する分離処理システムは令和5年度に完成予定であり、汚泥焼却灰は令和6年度以降も100%資源化を継続する予定である。</p> <p>りん資源化の取組としては、令和5年9月に、当局が民間企業と共同提案した肥料化技術（新たなりん回収システムによる下水道の資源化に関する実証研究（美規実証））、下水汚泥焼却灰の低コスト肥料化技術（FS調査）が、国土交通省の下水道革新技術実証事業（B-DASHプロジェクト）に採択されており、前者は令和6年1月からの実証開始に向けて実証プラントを建設し、後者は分析調査を行っている。</p> <p>さらに、汚泥焼却灰等のりん資源の流通経路の確保に向けて、国土交通省による大規模案件形成支援事業に応募し、令和5年4月に採択された。この支援を受けて、農林水産省や都庁内の関係局などと連携して、成分分析や肥料需要の調査を進めている。</p> <p>また、令和5年9月には、農林水産省の主催する「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム」に出展し、肥料業界に関する情報収集と、下水汚泥のりん資源に関する情報提供などを行い、りん資源化に向けた課題解決を図っている。</p>	改善済
意見	3-17 (279)	情報交換会のより適切な開催時期について	<p>中川水再生センターの施設見学の開催日は、令和2年1月30日と年度末に近い。繁忙期であるこの時期でなければ開催できない情報交換会であるとは考えにくい。</p> <p>結果として参加率が、43.3%と低くなってしまったものと考えられる。今後は、より参加しやすい情報交換会の開催時期を検討されたい。</p>	<p>工法講習会や施設見学会などに、より多くの市町村が参加できるように、市町村業務の繁忙期を避け、負担の少ない時期に開催するため、市町村の業務集中時期や議会日程などを把握するためのアンケート調査を、令和4年2月に実施した。</p> <p>その結果を踏まえ、工法講習会については、開催地の施設管理者との調整が可能、かつ、市町村の繁忙期を選べる時期となる令和4年11月2日に開催し、令和5年度以降も同様に開催していく。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-18 (279)	情報交換会のオンライン開催の更なる推進について	情報交換会は、令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催回数が増加している。集合形式の情報交換会は困難な状況にあると思われ、開催回数の減少はやむを得ないが、都はオンライン開催を開催しており、出席率の平均が98.4%と、従来の集合形式の情報交換会の平均87.9%より10.5ポイント高い。工法研修など、現物を実際確認・体験しなければ十分な効果が上がらないものがあるものの、今後は一層オンラインを活用し、さらに効果を上げられるよう検討されたい。	令和3年9月以降、オンライン方式によるスムーズな会議の実施に向け、通信環境の改善を図った。新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、参加する市町村の負担軽減の観点から、下水道情報交換会のより効率的な実施のため、オンライン・集合併用型での開催を継続し、市町村が参加方法を選択できるようにしている。 令和4年度、令和5年度とも、計5回をオンライン・集合併用型で開催しており、引き続き、本取組を実施していく。	改善済
意見	3-19 (282)	三鷹市単独処理区編入について	三鷹市単独処理区の編入について、都の報告や経営計画の5年間の主な取組と比較しても、「2016」では「関係機関との調整」であったものが、「2021」では「編入に向けた関係機関との調整を実施」だとされている。若干、文言が変化しているものの、あまり進んでいないように見受けられる。 流域計画(平成21年)で定められた野川水再生センター(仮称)の施設計画などの検討や単独処理区編入に向けて、都は一層の調整を進められたい。	三鷹市単独処理区の編入は、東京都の流域別下水道整備総合計画に定められている。 編入については、都市計画法や下水道法などに基つき関係市の同意を得るなど、定められた手続を経て進める必要がある。このため、関係市との課題整理が必要であることから、編入に関する課題や施設計画等について、意見交換を行っている。	改善済
意見	3-20 (288)	入札辞退について	当初、複数の入札参加者があっても、辞退により結果として1者のみで応札されたということは、十分な価格競争を経た落札であるかについて疑義を持たれかねない。また、辞退理由として価格面や業務面での対応困難も挙げられていることから、発注時の予定価格の面が、業者の実情にもとよりそぐわず、入札の辞退に至りやすい面があったことも考えられる。 したがって、入札辞退が多い契約については、たとえ落札されたとしても、入札参加者が十分に確保されなかった案件として、発注のタイミミングや業者の業務対応への配慮等について、今後の発注に資する検証を行われたい。	令和4年3月に、新たに令和8年度までの指標を設定し、「施工時期等の平準化」の取組を推進し、事業者が入札に参加しやすい環境を構築した。 工事については、現場の稼働状況に着眼し、年間を通じた工事量の繁閑の差をできるだけ小さくする取組(工期12か月未満の債務負担行為等の実施)を行い、設計等委託については、履行期限が第4四半期に集中している状況を踏まえ、「1月から3月に履行期限を迎える件の割合」を低減する取組(工期12か月未満の債務負担行為等の実施)を行っている。 引き続き、下水道局品質・コスト委員会において、平準化データに基づき、発注のタイミミングや業者の業務対応への配慮について検証を行っていく。	改善済
意見	3-21 (292)	計画的な発注の検討について	年間を通じて、結果的に1業者が複数件の契約を締結している件については、水再生センターからの依頼に基づいて、その都度発注及び契約しているといった実態があるにしても、外形的には、地方公営企業法施行令の規定にある、予定価格が100万円超となる状況を選べるため、99万円の契約を4本締結したとの誤解を受ける可能性がある。 したがって、上記のような業務について、同時期に類似する事案があるかどうか各水再生センターに余裕をもって確認の上、まとめて発注することを検討するとともに、結果的に、誤解を受ける可能性がある契約を行った場合には、依頼の都度、契約していることを明確にするため、各センターからの当初の依頼時期と発注時期との関係を記録されたい。	前年度に各水再生センターと情報共有し、計画的に発注を実施しているが、当初計画になく、突発的に発注せざるを得ない調査委託等の案件については、発注の都度、水再生センターに調査を行い、類似案件がないか把握しまとめて発注することとし、令和3年度中に、類似案件の有無を確認する「調査表」及び「管理記録表」の様式を整備した。 また、令和4年度から、水再生センターからの要望による調査委託等を発注する場合は、類似案件の有無を把握するように体制を整えた。なお、現時点で類似案件の同時発注実績はない。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-1 (302)	TGSにおける適正利潤の在り方について	TGSの利益の源泉は、開発技術に付随する特許権等の実施料収入等もあるが、主として、下水道利用者が受益の対価として負担した下水道料金である。TGSに過大な利益剰余金が存在することは、下水道サービズを提供することに伴い発生するコスト以上に、下水道利用者が下水道料金として負担していることを意味している。受益以上の負担により発生している利益剰余金は、中長期的に下水道サービズの維持のために必要か否か、現在世代が受益以上の下水道料金を負担することの是非が、厳格に問われるべきこととなる。したがって、TGSの利益は都民による下水道料金としての受益者負担を源泉として発生していることを明確に認識した上で、適正利潤の在り方を検討されたい。	TGSでは、令和7年度までの現経営戦略アクションプラン期間中は、課題解決や将来の発展につながる取組を進めるための技術開発など、将来に向けた活用を行うため、目標として売上高経常利益率2%を想定しており、その妥当性について、外部有識者を含めた検討委員会で議論した。検討委員会は、他の企業の売上高経常利益率より低い水準である点は妥当としつつ、引き続き経営状況の厳格な管理と検証を常に行うことが求められた。委員会報告書の内容を踏まえ、局とTGSで実施している取組や推進の指標を新たに共有するなどの会議において、受託事業・自主事業ごとのセグメント別事業利益の推移等の指標を新たに共有するなどの体制を構築した。また、TGSの取締役会において、経営状況の議論に加え、事業別収支の対前年度の比較などを四半期ごとに共有することにより、経営状況を管理している。	改善済
意見	4-1 (308)	TGSにおける利益剰余金の発生構造の明確化とそれに対応について	現状におけるTGSの繰越利益剰余金残高は適切とは考えにくく、例えば、今後、都との契約金額を、TGSにおいて効率的に原価ベースへの引下げを行うといった形で見直すなど、利益が発生するプロセスやその財務構造等を、都とTGSを一体的にとらえた上で、根本的に分析する必要がある。拡大してきたTGSの繰越利益剰余金の適正水準を、今後どのように考えるべきかについて、都との関係、下請業者との関係、公益企業としての位置付けなど、総合的かつ根本的な財務構造の検討を、法務や財務等の専門的知見を有する外部有識者やTGSの取締役委員会などで、利益剰余金の今後の在り方に係る基本的な考え方の整理、基本方針、様々な観点からの具体的な削減方策及びその評価の在り方等を検討されたい。	令和4年6月にシinkingタンクなどを活用した基礎調査を実施し、令和4年8月に利益剰余金に関する有識者検討委員会を設置した。4回の検討委員会を経て、令和5年3月、有識者検討委員会の意見を報告書として取りまとめた。検討委員会での議論を踏まえ、社内において、繰越利益剰余金70億円の具体的な活用計画案を作成するとともに、繰越利益剰余金の使途明確化を図るため、「事業成長積立金」と「社会貢献積立金」の2つの目的積立金を積み立てる方針をとりまとめた。令和5年6月、東京都下水道グループ経営戦略会議で、活用計画案と目的積立金の方針について意見交換を行い、同月に実施した取締役会で、繰越利益剰余金に関する活用計画を決議し、株主総会にて、繰越利益剰余金について、2つの目的積立金として積み立てることを決議した。決議に基づき、令和5年度から、繰越利益剰余金に関する活用計画の執行を開始しており、執行状況について、役員と所管部を交えた会議を定期的開催することで進捗を管理している。今後は、東京都下水道グループ経営戦略会議で経過報告するとともに、年度ごとの活用計画の執行状況について、決算報告時に詳細を報告する。さらに、活用計画の事項についても、経営戦略アクションプランの改定に合わせて見直しを行っていく。	改善済
意見	4-2 (308)	都民への貢献のための繰越利益剰余金残高の活用について	TGSで生じた繰越利益剰余金は、主として都民の下水道料金とすることで合理的である。これまで、TGSでは、技術開発によって下水道事業全体の事業費の削減等に取り組んでいる。例えば、開発技術の一つであるS-PR工法によって、昭和61年から令和2年3月までの期間において、区部で、2,100億円程度の事業費削減効果を試算している。今後、TGSは、都と連携しつつ、繰越利益剰余金を都民への貢献のために活用していく視点を十分に考慮の上、繰越利益剰余金残高の在り方等を検討されたい。	利益剰余金に関する有識者検討委員会では、TGSは、政策連携団体として、東京都の下水道事業を持続的に実施していく必要があると、これまでの事業により得られた利益剰余金は、今後の安定的な事業継続や下水道サービズの向上を通じて、都民に還元していくことが重要との意見が示された。こうした意見から、TGSの事業内容や政策連携団体としての位置付けを踏まえ、「業務支援・技術継承・生産性の向上など、TGSの安定的な事業運営や更なる成長に資する活用」及び「環境・社会の課題解決に貢献する活用」の2つの方向性に活用することとした。令和5年6月、東京都下水道グループ経営戦略会議での意見交換を行い、同月に実施した取締役会で、繰越利益剰余金に関する活用計画を決議し、あわせて、年度当初に策定した事業計画に活用計画の計画額を反映させて、改めて決議した。また、株主総会にて、繰越利益剰余金について、2つの目的積立金として積み立てることを決議した。決議に基づき、繰越利益剰余金に関する活用計画を執行していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (309)	適正な利益管理の 在り方について	今後5年間の「経営戦略アクションプラン2021」はあるが、アクションプラン実行の際の財源について、その計数的な裏付けとなる5年間の損益計画、資金計画、投資計画、人員計画などが策定されていない。また、このような経営管理の在り方が、過大な内部留保につながる遠因になっている可能性がある。 TGSの業務は、経営環境の変化に応じてドラスティックに事業ドメインが変化するような業態でもなく、事業構造等の複雑性の度合いは相対的に低いと考えると企業の意義を十分に勘案し、計数的な裏付けを担う公益性を有する中期経営計画を策定すること、②計数的な裏付けのある精度の高い中期経営計画を策定すること、③計数的な裏付けのある中期経営計画を経営戦略アクションプランと連動させること、④中期経営計画の損益構造等に大きな影響を及ぼすような事象の発生が予測された場合には、中期経営計画の改定を実施することなどにより、適正な利益管理を実施するよう検討されたい。	令和4年度末に、令和7年度までの予想損益計算書、予想貸借対照表等を含む中期財務計画を策定した。中期財務計画の策定に当たっては、令和4年度以前の実績値及び令和5年度の事業計画値をベースとし、社員区分等の条件を設定するとともに、東京都人事委員会報告なども考慮した上で、売上高及び費用を推計した。 今後は、毎年度、最新の投資計画(活用計画)や人員計画を反映しつつ、執行見込みや実績値を加味して諸条件の妥当性を継続的に検証していくことで、より精度の高い計画に適宜更新する。 現行の経営戦略アクションプランは令和7年度までの計画であり、令和6年度からは次期アクションプランに向けた検討を開始するため、策定した中期財務計画については次期アクションプランにおける基礎資料として活用し、計数的な裏付けのある収支計画の策定を目指す。	改善済
意見	4-4 (310)	適正な原価管理の 在り方について	TGSでは、事業別原価管理を予算管理及び受託契約価格の算定のために利用している。 しかし、事業別原価管理には、原価の効率化(業務の効率化)と目的が異なり、TGSではそのための管理の仕組みが整備されていない。このような原価の効率化(業務の効率化)の目的のために、事業別原価管理を利用する仕組みを構築されたい。 このような原価の効率化は、日常的な業務管理としての経常的な意思決定レベルの範疇にあるものであるが、それらが整備・運用された後には、経営の基本計画を設定するに当たり必要となる原価情報を提供するという目的も含めた原価管理の在り方を検討されたい。	令和3年11月から、取締役会及び拡大役員会等で事業別原価情報を共有する取組を継続して行っており、報告資料における費用や事業分野の明細を表記することに努めてきた。 費用に関しては、直接費と間接費を分けて表記した上で、間接費に関しては、更に本社経費と一般管理費で分けた表記としている。また、事業区分については、主要な5分野として報告していたものを、分野ごとに細分化して計29項目の業務単位での報告形式に改めている。 こうした原価管理に関する取組を続けてきた結果、一般管理費について再検討する必要性が生じた。そのため、他社事例をヒアリングするなどして、原価管理の在り方について検証を行っていき、引き続き、取締役会などで原価情報の共有を継続していくとともに、原価情報を活用した業務の見直しに取り組む。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び株式会社下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-2 (312)	有形固定資産の管理について	<p>現物確認を行った5件の固定資産のうち、3件について問題が見られた。</p> <p>5件中3件に問題が見られたということは、有形固定資産の管理そのものに問題があると推測される。今後、問題点を洗い出した上で、管理を徹底されたい。</p> <p>まず、映像資料(会社案内・事業概要)(資産コード22固定020-千1)について、既に廃棄しているため現物が確認できなかつた。廃棄した場合、早急に「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。</p> <p>次に、伏越し管きよ内調査及び清掃装置(資産コード25固定065-千1)について、他の共同研究者のところに預けてあり、現物を確認できなかつた。他者に預けた場合、速やかに「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。また、現行の「固定資産実態調査」依頼表では、共同研究用のための資産に係る実在報告の有無の記載欄がないので、記載欄の追加をすべきである。</p> <p>最後に、通話記録装置(資産コード26固定041-千1)について、現物に固定資産シールが貼付されていないかつた。資産シールは、固定資産台帳上に記載されているものの現物を特定する手掛かりであり、必ず貼付しておくべきである。</p>	<p>指摘意見の内容(要約)は、令和3年12月28日に除却処理を行い、共同研究の相手方に預けていた「伏越し管きよ内調査及び清掃装置」は、令和3年12月24日に異動処理を行った。通話記録装置には、固定資産シールを貼付済である。</p> <p>令和3年11月に、固定資産シールの貼付、固定資産番号の記載ミス防止について、再度徹底を図るよう社内に周知し、固定資産実態調査の調査票に特記事項として、共同研究の相手方に資産を預けている場合は、相手先名と住所を記載する旨を追記した。</p> <p>令和4年6月に、固定資産の適切な管理について社内通知を行ったほか、実態調査として、全部署を対象に固定資産の調査を行った。</p> <p>令和4年10月から11月に業務監査を実施し、対象部署の固定資産について確認を行った。</p> <p>今後も、毎年度、固定資産の実態調査を実施するとともに、定例の業務監査において、定期的に確認を実施し、再発防止に努める。</p>	改善済
意見	4-5 (315)	現金の保有残高について	<p>TGS本社での現金残高は、令和3年3月31日時点で3,465,503円、監査時点で2,701,939円となっている。毎月の支出状況を見ると、現状の現金保有としては明らかに多い。</p> <p>来店予約、私戻回数増加等の業務負担はあるが、現金保有によるリスクも生じることから、現状の支出状況を勘案して、適正な現金高を検討されたい。</p> <p>なお、現状、現金の支出としていない管外出張の旅費は小口現金の支出には当たらない。出張に関する統制を徹底する意味においても、本当に緊急を要する出張以外は、一定期間前までに出張及び必要とする現金に関して報告するなどの規則を決めた上で、その運用を徹底されたい。また、将来的には、管外出張の旅費に関して現金手渡しのリスクを考慮して、振込等の別の方法での運用を検討されたい。</p>	<p>主な現金支出であった管外出張について、早期の予定把握と口座振込による支給を徹底することで、必要最低限の保有残高となるようにしている(令和4年度末で約80万円を現金で保有)。</p> <p>また、管外出張旅費の支払方法について課題の抽出を行い、口座振込等での支払に向けた事務取扱要綱を作成した。令和5年2月に、各所属へ取扱いについての説明を実施の上、令和5年4月から要綱を運用しており、引き継ぎ要綱の運用を徹底する。</p> <p>また、管外出張旅費を原則口座振込としたことを踏まえ、改めて現状の支出状況を勘案し、TGS本社における適正な現金残高及び保有について、一定の基準等の検討を行っていく。</p>	改善中、一部改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び株式会社サービスの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-6 (315)	コーポレートカードの利用について	各事業所等で発生する少額かつ緊急を要する物件の購入等に係る諸経費については、令和4年1月1日から、希望に応じてコーポレートカードの発行を認め、キャッシュレス決済が可能な場合にはコーポレートカードで支払うことも可能となる。 TGSとしては、コーポレートカードのリスクを考慮して、限度額の制限や注意事項や使用後の処理方法、紛失時の対応などを含む運用マニュアルを作成して、利用対象事業所に対して説明会を行い(令和3年9月28日)、不正利用等に備えるため、利用限度額をカード1枚当たり15万円とし、不正利用の上、不正利用額をコーポレートカードの活用の前に、上記を踏まえながら、不正利用等の事例及び対策を検討の上、利用に関する運用を徹底された。	令和4年4月、社内の庶務事務説明会時に、コーポレートカードの利用方法、注意点について周知を行った。 また、コーポレートカードの管理状況等については、コンプライアンス推進室が令和4年10月から11月に実施した業務監査時に確認を行った。周知・確認の徹底により、道路使用許可の支払や駐車場使用の支払等、カード利用が可能な場合には全てコーポレートカードの支払としている。 令和5年度以降も、年度当初に、注意事項を含む説明会を実施するとともに、定例の業務監査において、定期的に確認を実施していく。	改善済
意見	4-7 (318)	東京都による主体的なガバナンスについて	TGSとの業務上の取引関係を有する都や設備協などの利害関係者が、主要株主となっている。また、ガバナンス機能の強化策として、独立社外取締役及び監査役の選任、取締役会のチェッキング機能の強化、設備協や会昌企業との取引の開示の検討などがなされている。さらに、令和元年度から実施されている、都とTGSの意見交換の会議体である「東京下水道グループ経営戦略会議」においても、ガバナンス機能の強化を検討する予定である。 このように、ガバナンス機能の強化に向けた仕組みの整備は一定程度進展しているが、ガバナンス機能強化による企業価値の向上にあり、これらの各種の仕組みが、このような目的を実現すべく、今後とも継続的かつ実質的に機能しているかについて、政策連携団体を監督する責任を有する都として、定期的に検証・評価されたい。	令和4年2月に、TGSにおいてコーポレートガバナンス基本方針を策定し、取締役会にて、主要な特定案件の履行状況をチェックし、公表した。 同年6月の東京下水道グループ経営戦略会議にて、コーポレートガバナンス基本方針の策定、取締役会の機能強化、民間人材の活用などの取組について、報告を受けた。 今後、東京下水道グループ経営戦略会議などを活用し、ガバナンス強化の取組が機能しているかを検証・評価していく。	改善済
意見	4-8 (320)	社外取締役等によるガバナンスの向上について	TGSでは、取締役会は毎月開催されていないため、年間開催回数、通常の株式会社と比較すると相対的に少ない状況である。非常勤の社外取締役等の取締役会への出席回数、ガバナンスの強化と必ずしも連動するものではないが、少なくとも、非常勤の社外取締役等が会社のガバナンス機能を果たす場としての取締役会は極めて重要であり、その出席率は可能な限り100%に近いことが望ましい。 また、監査役2名は非常勤であることから、独立監査人と監査役との間でのような役割分担をしていくのか、監査役の法的責任と独立監査人の責任との関係性をどのように整理するのか、監査役の監査報告書への記載内容などを検討する必要もある。 取締役会への記載内容の増加、社外取締役等の数の増加及び多様な職能保持者の社外取締役への就任などによるガバナンス機能の強化を有効なものとするためには、取締役会での活発な議論が進められるよう、その前提となる出席率の維持に努められたい。	取締役会の出席率維持については、非常勤の社外取締役等と、取締役会の日程調整を早めに行うことで、令和4年度に開催した計7回全てにおいて、全員出席での開催とした。今後引き続き、全員出席の体制維持に努めていく。 決算報告においては、計算書類以外の事業報告や取締役の執行状況も含めて監査する監査役2名が署名した監査報告書を作成している。計算書類は、独立監査人と連携して監査を実施しており、株主総会報告の場において、監査役から口頭により、独立監査人の監査報告を適切に受け監査を行った旨、株主へ報告している。 今後、独立監査人の監査報告を適切に受けた上で、監査役に適切に監査を実施してもらおう。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-9 (320)	会社の意思決定機能の強化等について	<p>TGSでは、「関連当事者間取引の監督」については、主に、主要株主(議決権10%以上保有)と会社との取引を対象に、取引の必要性(選定理由)、決定方法の妥当性(設計額、入札等の手続)を経理部門で事前に確認し、重要な取引については取締役会に報告し、適切に監督することを想定している。また、「取締役会の実効性の分析評価」については、一般的に多くの企業で行っている手法を参考に、個々の取締役に対してアンケート調査を実施するなど現状、想定している取締役会の強化策の実施には、TGS内部における事務手続、実施方法、取締役会での議論の方法など、実質的に機能するまで、かなりの時間と工夫が必要になることが想定される。そのため、場合によっては、外部専門家の知見を活用するなど、慎重かつ可能な限り迅速に実施していくことを検討された。</p> <p>また、役員会、経営会議及び取締役会について、適切かつ有効な経営上の意思決定ができるよう、意思決定機能の相違や役割及び機能分担などを明確に認識した上で、各会議で議論すべき議題や会議参加者の区別など、各会議の運営趣旨や運営方法を検討された。</p>	<p>関連当事者間の取引の確認等については、取締役や監査役と取引の必要性・決定方法の妥当性について意見交換を行った上で、令和4年2月の取締役会において令和2年度分を決議し、ホームページに公表しており、以降も同様の対応を行っている。</p> <p>取締役会の実効性評価の方法や内容等については、取締役や監査役と意見交換を行った上で、令和4年12月の取締役会にて決議し、その決議に基づいて実施した実効性評価の結果については、適切に取締役会の実効性が保たれていることを、令和5年2月の取締役会にて報告済である。</p> <p>評価は、取締役会に関して「運営」、「付議事項」、「情報提供」の3つの観点から設定した設問への回答と自由意見を述べて評価してもらった方法で、自由意見に対しては、令和5年11月の取締役会において対応方針を回答した。今後も同様の方法により、毎年度1〜2月頃に実効性評価を実施し、その後の取締役会で評価結果について報告する。</p> <p>また、令和3年10月に「東京都下水道サービズ株式会社における会議体の設置に関する要綱」を制定することで各会議の役割を整理し、各会議の目的に沿った運営を行っている。</p>	改善済
意見	4-10 (322)	取締役会規程の見直しについて	<p>TGSにおいては、例えば資金管理要綱によると、多額の資金運用対象の決定も社長決裁のみで完結してしまっており、資金運用先の解約のみが取締役会での決議事項とされている。また、本要綱の改廃についても、取締役会の決議事項とされていない。</p> <p>取締役会における決議事項は、会社の運営に係るガバナンスの中心となるものであり、取締役会規程が、現状のTGSの経営の実情を反映したものであるか否か、また、TGSのガバナンスに有効に機能しているかを再度検討した上で、取締役会規程を見直された。</p>	<p>令和4年8月に、取締役会規則の改正案、資金管理要綱の取扱いについて、顧問弁護士と相談するとともに、取締役、監査役と意見交換を行った。</p> <p>その後、令和4年12月に、債券の売却等についても取締役会の決議事項となるよう、資金管理要綱を改正するとともに、同月の取締役会で取締役会規則を改正した。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービズ株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-11 (325)	内部統制の適切な整備及び運用に向けた対応について	<p>まず、内部統制体制の構築の目的には、「業務の適正な実施」という側面もあるが、「業務の効率性の確保」という側面もある。このような観点から、コンプライアンス委員会を設置して、現状では事故防止委員会及びコンプライアンス委員会を設置しているが、内部統制を実施する責任を明確にする必要がある。これらの委員会に加え、内部統制委員会を設置(内部統制責任者の設置を含む。)として、体系的に内部統制を構築し運用していくような責任体制を明確にしたい。</p> <p>次に、現状では、コンプライアンス等に関する社内研修は実施しているが、内部統制に係る社内研修の実績はない状況であり、内部統制の実効性の確保の観点から、コンプライアンス等に関する社内研修の実施と併せて、内部統制に関する社内研修を実施されたい。</p> <p>なお、内部統制の基本的要素には、「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」、「ITへの対応」がある。TGSでは、現状でも適切に業務は実施されているが、上記の内部統制体制の整備や研修の実施によって、TGSにおける内部統制に対する全般的な意識が醸成され定着した後、例えば、毎年度一つあるいは複数の業務プロセスを取り上げて、内部統制の基本的要素を踏まえた業務実施手順等の再整理及び改善を、段階的に実施していくことを検討されたい。</p>	<p>業務の効率性の確保に関する観点も含め、内部統制の体制強化の方針について、取締役、監査役、顧問弁護士に内容を説明し、意見交換を行った。内部統制を推進する体制を整備し、段階的に業務の再整理・改善を実施していくため、令和4年10月の取締役会にて、内部統制責任者の設置を含む内部統制システムの体制図について整理・決議した。また、体制整備及び内部統制に関する意識醸成のため、令和4年11月に、内部統制・コンプライアンスに関する管理職向け社内研修を実施し、令和5年3月には、内部統制責任者等設置要綱の制定と内部統制責任者の設置を行った。</p> <p>令和5年度からは、内部統制の運用として、社内外におけるリスクの洗い出しと分析・評価を進めているほか、社内における各委員会の役割を整理し、内部統制委員会の設置の必要性について検討を行っている。</p> <p>引き続き、コンプライアンス研修に合わせ内部統制に関する研修の実施を検討するなど、内部統制に対する意識の醸成・定着に向けて取り組みつつ、内部統制の基本的要素を踏まえた業務の再整理及び改善を目指していく。</p>	改善中
意見	4-12 (327)	競争契約への移行について	<p>契約事務規程では、TGSの契約は原則として競争契約として競争契約によるものとしている。しかしながら、実際には、令和2年度の競争契約は金額ベースで約35.6%、件数ベースで57.1%であり、残りは競争契約とはなっていない。また、この競争契約以外の多くを占めているのが特定契約である。</p> <p>特定契約は適当な相手先が1者しか見出せないと判断した場合、TGSが、常に適切な判断ができるかといった問題がある。原則は競争契約として以上、今後、特定契約から競争契約へ移行できる契約は、できる限り移行への努力を行われたい。</p> <p>なお、特定契約から競争契約への移行の方法としては、従来行っていた特定契約を、競争入札、コンペ、プロポーザル方式(企画競争)に移行することが原則となる。そのほか、公募型随意契約方式を行うことにより、競争契約へ移行することも可能である。</p> <p>TGSにおいては、公募型随意契約の検討も含め、競争契約の検討を進められたい。</p>	<p>令和4年度の指名委員会において、競争契約へ移行できる案件については、妥当性の判断を行った上で、競争契約へ移行した。</p> <p>TGSの事業は、複雑で専門性の高い作業を総合的に請け負っているものが多く、競争契約を原則としつつも、製造・設置業者固有の技術と高度な知識等が必要な業務など、一定数を特定契約として行っている。</p> <p>そのため、特定契約とする際には、その理由等について指名委員会で妥当性の判断を行っているほか、ホームページで契約状況や選定理由を公開するなど、透明性の確保に努めている。</p> <p>なお、公募型随意契約の導入に関しては、現時点では制度の趣旨に合致する事業がないが、将来的に導入可能性のある事業が生じた際には、改めて検討を行う。</p>	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-13 (328)	前渡金処理業務委託の競争契約への移行等について	TGSは、令和4年1月以降、各事業所等での経費支払について、コーポレートカードによるキャッシュレス決済と、従来どおり前渡金による支払を併用している。コーポレートカード使用簿と現金管理簿の2つの帳簿による管理となる。業務内容については、ある程度、会計、経理に關する知識、経験があれば、対応可能な業務であることから、本業務については、将来的に競争契約への移行等を検討されたい。	前渡金処理業務委託を継続する場合と経費精算システムを利用する場合とを比較検討した結果、費用面で有利であったため、従前の契約が令和3年12月末で満了した後、令和4年1月からは、従来前渡金での支払に代わりコーポレートカードと小口現金を併用することとし、コーポレートカード利用分については、経費精算システムを導入して事務処理を行い、内製化でできる体制を整えた。引き続き、経費精算を適切に処理するための体制を維持していく。	改善済
意見	4-14 (329)	業務別原価管理のための会計システムの利用について	業務別原価管理のための経理事務は、現状、手作業による追加処理により集計が行われているが、現行会計システムは、部門管理用コードの追加等も可能である。現状の、担当者個人の力量に委ねられている状況は好ましくなくないため、経理システムを活用されたい。なお、業務効率が著しく落ちるなど、会計システムの利用が困難な場合には、手作業の手順を明瞭に記載した手順書の整備を行われたい。	業務別原価管理のための会計システムの活用検討の結果、業務実態に応じた費用の割り振り等はシステムのみでの処理では完結せず、最終的にはエクセル処理との併用となってしまうため、業務効率化には寄与しないと判断した。今後、ソフトの機能拡充等で業務効率化が見込める場合には、改めて検討する。また、令和4年度決算作業時に活用できるよう、令和3年度に作成した担当者のママモニュアルのブラッシュアップを図り、それを担当間で共有・活用している。今後は、作成したママモニュアルに適宜加筆し、作業手順の更なる明瞭化を図る。	改善済
意見	4-15 (330)	交際費の予算額の減額について	交際費は、「法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。」(国税庁ホームページ)とされていることから、TGSの事業活動を行う上で必要となる支出は、今後も限定的であると考えられる。年間予算は8,000千円としているが、令和2年度の実績額は601千円であり、制度趣旨からも、予算額が大きすぎると考えられるため、適切な額まで引き下げられたい。	交際費は、事業を円滑に推進し、会社の発展と健全な運営のために必要な取引先等との交際に要する経費として支出しており、今後も同様に取り扱っていく。今回の意見を受けて、令和4年度及び5年度の年間予算は5,000千円に見直し、今後も引き続き、年間の使用状況と乖離がないよう、適切な予算額としていく。	改善済